

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

【目次】

○地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）（第一条関係）	一
○地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号）（附則第十一条関係）	一〇七
○総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）（附則第十二条関係）	一〇九
○地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号）（附則第十三条関係）	一三七

地方税法施行規則の一部を改正する省令 新旧対照条文

本則による改正（地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号））

（傍線の部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>（政令第七条の四の二第二項の金融機関）</p> <p>第一条の十 略</p> <p>2 政令第七条の四の二第二項第五号ロ及び第十二号ロに規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行及び信託会社とする。</p> <p>（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式）</p> <p>第二条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の表の(六)の上欄に掲げる申告書を提出する者は、当該申告書を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第四条第二項の規定の適用については、同</p>	<p>（政令第七条の四の二第二項の金融機関）</p> <p>第一条の十 略</p> <p>2 政令第七条の四の二第二項第三号ロ及び第八号ロに規定する金融機関で総務省令で定めるものは、銀行及び信託会社とする。</p> <p>（道府県民税及び市町村民税に係る納税通知書・申告書等の様式）</p> <p>第二条 略</p> <p>2～4 略</p> <p>5 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の表の(六)の上欄に掲げる申告書を提出する者は、当該申告書を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。</p>

あつては、当該申告者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、次条第三項、第二条の三の第三十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

6 略

7 法第四十五条の二第五項及び第三百七十七条の二第五項の申告書を提出する者は、前条第四項の表の三の上欄に掲げる申告書に、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金を受領した法第三十七条の二第三項又は第三百十四条の七第三項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨（当該寄附金が当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類又は電磁的記録印刷書面を添付しなければならない。

（確定申告書の附記事項等）

第二条の三 略

2 略

3 控除対象外国扶養親族に係る前項第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提

あつては、当該申告者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を当該申告書に添付し、又は市町村長に提示しなければならない。ただし、次条第三項、第二条の三の第三十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第七項若しくは第八項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

6 略

7 法第四十五条の二第五項及び第三百七十七条の二第五項の申告書を提出する者は、前条第二項の表の三の上欄に掲げる申告書に、法第三十七条の二第一項第四号又は第三百十四条の七第一項第四号に掲げる寄附金を受領した法第三十七条の二第三項又は第三百十四条の七第三項に規定する控除対象特定非営利活動法人の受領した旨（当該寄附金が当該控除対象特定非営利活動法人の行う特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第一項に規定する特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金である旨を含む。）、当該寄附金の額及びその受領した年月日を証する書類又は電磁的記録印刷書面を添付しなければならない。

（確定申告書の附記事項等）

第二条の三 略

2 略

3 控除対象外国扶養親族に係る前項第八号に掲げる事項を記載した法第四十五条の三第三項及び第三百七十七条の三第三項の確定申告書を提出する者が非課税限度額制度適用者である場合には、当該確定申告書を提

出する者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（前条第六項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第九項若しくは第十項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項）

第二条の三の六 略

25 略

6 公的年金等支払者が、公的年金等受給者の扶養親族申告書に記載されるべき第一項第一号に規定する申告者の氏名及び個人番号その他の事項を記載した帳簿であつて、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書の提出の前に、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第十四条第二項の規定による求めに基づく機構保存本人確認情報（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の九に規定する機構保存本人確認情報をいう。）の提供を受けて作成されたものを備えている場合における第二項（当該申告者に係る部分に限る。）の規定の適用については、当該帳簿を同項に規定する帳簿に該当するものとして、同項の規定を適用することができる。

7 第三項から第五項までの規定は、前項の規定により帳簿を作成する場合について準用する。この場合において、第三項中「第二条の三の三第

出する者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類（前条第六項に規定する国外扶養親族証明書類をいう。以下同じ。）を三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、前条第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町村長に提示し、又は第二条の三の三第十項若しくは第十一項又は第二条の三の六第七項若しくは第八項の規定により提出した当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類については、この限りでない。

（公的年金等受給者の扶養親族申告書の記載事項）

第二条の三の六 略

25 略

四項各号に掲げる」とあるのは「第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と、第五項中「準用する。」とあるのは「準用する。この場合において、第二条の三の三第七項中「第四項各号に掲げる」とあるのは、「第二条の三の六第六項に規定する機構保存本人確認情報として提供を受けた同条第一項第一号に規定する申告者の氏名、住所及び個人番号並びにその提供を受けた年月その他参考となるべき」と読み替えるものとする。

8| 公的年金等受給者の扶養親族申告書を受理した公的年金等支払者は、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に、当該公的年金等支払者の法人番号を付記するものとする。

9| 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町

6| 公的年金等受給者の扶養親族申告書を受理した公的年金等支払者は、当該申告書に、当該公的年金等支払者の法人番号を付記するものとする。

7| 控除対象外国扶養親族に係る第一項第二号に掲げる事項を記載した公的年金等受給者の扶養親族申告書を提出した者（法第四十五条の三の三第二項及び第三百七条の三の三第二項の規定により当該記載に代えて異動がない旨の記載をした者を含む。）が当該公的年金等受給者の扶養親族申告書に係る法第四十五条の三の三第一項及び第三百七条の三の三第一項に規定する提出期限の属する年の翌年の四月一日の属する年度分の個人の道府県民税及び市町村民税に係る非課税限度額制度適用者である場合には、当該申告書を提出した者は、当該控除対象外国扶養親族に係る国外扶養親族証明書類を同年の三月十五日までに市町村長に提出しなければならない。ただし、第二条の二第五項の規定により同項に規定する申告書に添付し、若しくは市町

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 法人（法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類		様式
略		
(七) 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書及び申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書（法第五十三条第四十項及び第四十一項の届出書）		第十三号の二様式及び第十四号様式

2及び3 略

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、当該申告書等を提出すべき道府県知事の定めるところにより、当該道府県知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

(法人の道府県民税に係る申告書等の様式)

第三条 法人（法第二十四条第六項において法人とみなされるものを含む。以下道府県民税について同じ。）の道府県民税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれその下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類		様式
略		
(七) 申告書の提出期限の延長の処分等の届出書及び申告書の提出期限の延長の取りやめ等の届出書（法第五十三条第三十八項及び第三十九項の届出書）		第十三号の二様式及び第十四号様式

2及び3 略

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、当該申告書等を提出すべき道府県知事の定めるところにより、当該道府県知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第三条第四項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

（政令第九条の六の二第一項等の割合等）

第三条の二 政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九条の七第七項及び第二十九項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九条の七第七項及び第二十九項に規定する関係道府県に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 略

二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区に存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第九条の六の二第一項、第九条の六の三第一項並びに第九条の七第七項及び第二十九項に規定する関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率

（政令第九条の七第七項及び第二十九項の割合等）

第三条の二 政令第九条の七第七項及び第二十九項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令 第九条の七第七項及び第二十九項に規定する関係道府県に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 略

二 二以上の道府県において事務所又は事業所を有する法人で特別区に存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令 第九条の七第七項及び第二十九項に規定する関係道府県が課する道府県民税の法人税割の税率

に相当する割合

2及び3 略

4 政令第九条の七第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三條第二十六項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第九条の七第二項又は第八項 控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余裕額（第十条の二の六第四項第一号において「国税の控除余裕額」という。）、道府県民税の控除余裕額若しくは政令第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除余裕額（第十条の二の六第二項第五号及び第四項第一号において「市町村民税の控除余裕額」という。）に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（同号において「国税の控除限度額」という。）、同項に規定する道府県民税の控除限度額（同号において「道府県民税の控除限度額」という。）及び同条第八項に規定する市町村民税の控除限度額（同号において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第九条の七第二十項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各

に相当する割合

2及び3 略

4 政令第九条の七第三十項に規定する総務省令で定める金額は、法第五十三條第二十四項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 政令第九条の七第二項又は第八項 控除限度超過額又は同項に規定する国税の控除余裕額（第十条の二の六第四項第一号において「国税の控除余裕額」という。）、道府県民税の控除余裕額若しくは政令第九条の七第八項に規定する市町村民税の控除余裕額（第十条の二の四第二項第五号及び同条第四項第一号において「市町村民税の控除余裕額」という。）に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度の政令第九条の七第二項に規定する国税の控除限度額（同号において「国税の控除限度額」という。）、同項に規定する道府県民税の控除限度額（同号において「道府県民税の控除限度額」という。）及び同条第八項に規定する市町村民税の控除限度額（同号において「市町村民税の控除限度額」という。）の合計額並びに当該各事業年度又は各連結事業年度において課された外国の法人税等の額

二 政令第九条の七第二十項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各

事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三
条第二十六項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 略

2 法第五十三條第三十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲
げる事項とする。

一及び二 略

三 法第五十三條第三十五項に規定する事実の生じた日及び当該事実の
詳細

四及び五 略

(法第五十三條第四十項の届出)

第三条の三 法第五十三條第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七
十四条第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定による法人税に係る申
告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分又は届出の区
分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三條第四十項の規定
による届出をしなければならない。

一〜三 略

(法第五十三條第四十一項の届出)

第三条の三の二 法第五十三條第四項に規定する法人のうち法人税法第八
十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務

事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第五十三
条第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第三条の二の二 略

2 法第五十三條第三十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲
げる事項とする。

一及び二 略

三 法第五十三條第三十三項に規定する事実の生じた日及び当該事実の
詳細

四及び五 略

(法第五十三條第三十八項の届出)

第三条の三 法第五十三條第一項前段に規定する法人のうち法人税法第七
十四条第一項又は第四百四十四條の六第一項の規定による法人税に係る申
告書を提出する義務がある法人は、次の各号に掲げる処分又は届出の区
分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三條第三十八項の規定
による届出をしなければならない。

一〜三 略

(法第五十三條第三十九項の届出)

第三条の三の二 法第五十三條第四項に規定する法人のうち法人税法第八
十一条の二十二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務

がある法人及び当該法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同法第十二号の七に規定する連結子法人（当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人を除く。）は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十一項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

2 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の第二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第四十一項の規定による届出をしなければならない。

一 四 略

（法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式）

第五条 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

がある法人及び当該法人との間に同法第二条第十二号の七の七に規定する連結完全支配関係がある同法第十二号の七に規定する連結子法人（当該法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人を除く。）は、次の各号に掲げる処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第三十九項の規定による届出をしなければならない。

一 三 略

2 法第五十三条第四項に規定する法人のうち法人税法第八十一条の第二第一項の規定による法人税に係る申告書を提出する義務がある法人が同法第八十一条の二十四第一項の規定の適用を受けている期間内に同法第四条の三十項又は第十一項の規定により同法第四条の二の承認があつたものとみなされた法人は、次の各号に掲げる承認、処分又は届出の区分に応じ、当該各号に掲げる日までに、法第五十三条第三十九項の規定による届出をしなければならない。

一 四 略

（法人の事業税及び地方法人特別税に係る申告書等の様式）

第五条 法人の事業税及び地方法人特別税について、次の表の上欄に掲げる申告書等の様式は、それぞれ同表の下欄に定めるところによるものとする。ただし、別表に掲げる様式によることができないやむを得ない事情があると認める場合には、総務大臣は、別にこれを定めることができる。

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第七十二条の二十五第八項から第十項まで（これらの規定を法第七十二条の二十八第二項並びに第七十二条の二十九第二項及び第四項において準用する場合を含む。）及び第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書）	第六号様式（別表五から別表十四まで）

2及び3 略

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、当該申告書等を提出すべき道府県知事の定めるところにより、当該道府県知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う法人の代表者があらかじめ地方

申告書等の種類	様式
(一) 確定申告書及び中間申告書並びにこれらに係る修正申告書（法第七十二条の二十五第八項、第九項及び第十項（法第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項 において準用する場合を含む。）並びに第七十二条の二十六第一項ただし書の規定による同条第四項の申告書並びにこれに係る法第七十二条の三十三第二項及び第三項の修正申告書）	第六号様式（別表五から別表十四まで）

2及び3 略

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、当該申告書等を提出すべき道府県知事の定めるところにより、当該道府県知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第五条第四項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

（法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める額）

第七条の二の九 法第七十二条の百十四第四項に規定する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成二十六年七月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額から、同表の表頭「六〇」その他の小売」のうち「六〇三三一 医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額と、平成二十六年商業統計表第二巻産業編（都道府県表）第六表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額、同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額及

（法第七十二条の百十四第四項の総務省令で定める額）

第七条の二の九 法第七十二条の百十四第四項に規定する統計法（平成十九年法律第五十三号）第二条第四項に規定する基幹統計である商業統計の最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、商業統計調査規則（昭和二十七年通商産業省令第六十号）によつて平成二十六年七月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する商業調査の結果として公表された平成二十六年商業統計表第四巻品目編第二表（区市郡別、商品（小売）別の事業所数及び年間商品販売額）の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の欄の額から、同表の表頭「六〇」その他の小売」のうち「六〇三三一 医療用医薬品小売」のうち「年間商品販売額」の表側「計」の欄の額と、平成二十六年商業統計表第二巻産業編（都道府県表）第六表（小売業の都道府県別、東京特別区・政令指定都市別、産業分類小分類別、商品販売形態別の事業所数、年間商品販売額及び構成比）の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額、同表の表頭「小売計」のうち「商品販売形態」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「小売業計」の欄の額及

商品販売額」の表側「家電大型専門店」の欄の額を控除した額並びに同表の表頭「小売計」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額から同表の表頭「商品販売形態別」のうち「通信・カタログ販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額、同表の表頭「商品販売形態別」のうち「インターネット販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額及び同表の表頭「商品販売形態別」のうち「自動販売機による販売」のうち「年間商品販売額」の表側「衣料品中心店」の欄の額を控除した額の合計額との合計額を控除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一 略

二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数（経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号）によつて調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号及び次条第二号

において同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額

除した額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一 略

二 境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県の額の二分の一の額に、当該区域の従業者数（経済センサス基礎調査規則（平成二十年総務省令第二百二十五号）によつて調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数又はこれに相当する従業者数として総務大臣が別に定める従業者数をいう。以下この号、次条第二号及び第七条の二の十

二ただし書において同じ。）を当該都道府県の従業者数で除して得た率を乗じて得た額

(政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める額)

第七条の二十 政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する統計法第二条第四項に規定する基幹統計でサービス業に係るものの最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）によつて平成二十四年二月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業Bに関する集計第三表（サービス関連産業B（細分類）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県）の表頭「（収入を得た相手先別収入額）個人（一般消費者）」の表側「K 不動産業、物品賃貸業」の欄の額から「六一 建物売買業、土地売買業」、「六九一 不動産賃貸業（貸家業、貸間業を除く）」、「六九二 貸家業、貸間業」及び「六九四 不動産管理業」の各欄の額を控除した額、表側「L 学術研究、専門・技術サービス業」の欄の額、表側「M 宿泊業、飲食サービス業」の欄の額、表側「N 生活関連サービス業、娯楽業」の欄の額から「七九一 旅行業」、「七九五 火葬・墓地管理業」、「八〇三 競輪・競馬等の競走場、競技団」及び「八〇九六 娯楽に附帯するサービス業」の各欄の額を控除した額、表側「O 教育、学習支援業」の欄の額から「八二一六 社会通信教育」の欄の額を控除した額並びに表側「R サービス業（他に分類されないもの）」の欄の額の合計額

(政令第三十五条の二十第一項第一号の総務省令で定める額)

第七条の二十 政令第三十五条の二十第一項第一号に規定する統計法第二条第四項に規定する基幹統計でサービス業に係るものの最近に公表された結果に基づき総務省令で定める額は、経済センサス活動調査規則（平成二十三年総務省・経済産業省令第一号）によつて平成二十四年二月一日現在によつて行つた同令第一条に規定する経済センサス活動調査の結果として公表された事業所に関する集計のうち産業別集計のうちサービス関連産業Bに関する集計第三表（サービス関連産業B（細分類）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額及び収入を得た相手先別収入額―全国、都道府県）の表頭「（収入を得た相手先別収入額）個人（一般消費者）」の表側「K 不動産業、物品賃貸業」の欄の額から「六一 土地売買業」、「六九一二 土地賃貸業」及び「六九二 貸家業、貸間業」の各欄の額を控除した額、表側「L 学術研究、専門・技術サービス業」の欄の額、表側「M 宿泊業、飲食サービス業」の欄の額、表側「N 生活関連サービス業、娯楽業」の欄の額から「七九一 旅行業」及び「八〇三 競輪・競馬等の競走場、競技団」の各欄の額を控除した額、表側「O 教育、学習支援業」の欄の額並びに表側「R サービス業（他に分類されないもの）」の欄の額の合計額と当該産業別集計のうち医療、福祉に関する集計第二表（産業（細分類）、経営組織（四区分）別民営事業所数、従業者数、売上（収入）金額、医療、福祉の事業区分別

とす。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略

第七条の二十二 削除

収入額及び医療、福祉の相手先別収入額（全国、都道府県）の表頭「総数（経営組織）」のうち「（医療、福祉の相手先別収入額）個人（一般消費者）」の表側「P 医療、福祉」の欄の額から「八五一 社会保険事業団体」の欄の額を控除した額との合計額とする。ただし、当該額が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、次に掲げる額を合計して得た額を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の額から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の額に加えたものとする。

一及び二 略

（政令第三十五条の二十第一項第三号の従業者数）

第七条の二十二 政令第三十五条の二十第一項第三号の従業者数は、経済センサス基礎調査規則によつて調査した平成二十六年七月一日現在における従業者数とする。ただし、当該従業者数が公表された後において都道府県の境界にわたつて市町村の設置又は境界の変更があつたため都道府県の境界に変更があつたときは、当該境界変更のあつた区域の従業者数を、当該境界変更のあつた区域が従来属していた都道府県については当該都道府県の従業者数から減じたものとし、当該区域が新たに属することとなつた都道府県については当該都道府県の従業者数に加えたものとする。

(端数計算)

第七条の二の十三 政令第三十五条の二十第二項第二号 並びに

第七条の二の九ただし書及び第七条の二の十ただし書に掲げる額を計算する場合において、その額に百万円未満の額があるときは、その百万円未満の額を四捨五入する。

(政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

第七条の三の四 政令第三十六条の十第一項第四号に規定する総務省令で定める者は、同条第二項第三号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第九号に掲げる事業を営業者とし、政令第三十六条の十第二項第六号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第二号の三に掲げる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを営業者、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号並びに第十二号に掲げる事業を営業者又はこれらの事業を営営することが確実にであると見込まれる者とする。

(端数計算)

第七条の二の十三 政令第三十五条の二十第二項第二号及び第三号並びに

第七条の二の九ただし書並びに第七条の二の十ただし書に掲げる額を計算する場合において、その額に百万円未満の額があるときは、その百万円未満の額を四捨五入する。

(政令第三十六条の十第一項第四号の総務省令で定める者等)

第七条の三の四 政令第三十六条の十第一項第四号に規定する総務省令で定める者は、同条第二項第三号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)第二条第三項第九号に掲げる事業を営業者とし、政令第三十六条の十第二項第六号の規定を適用する場合にあつては社会福祉法第二条第三項第二号に掲げる障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業、同項第四号の二に掲げる障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業、移動支援事業及び地域活動支援センターを営業者、同項第五号に掲げる身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業、介助犬訓練事業、聴導犬訓練事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業並びに同項第六号並びに第十二号に掲げる事業を営業者又はこれらの事業を営営することが確実にであると見込まれる者とする。

(政令第三十九条の九第四号の総務省令で定める者)

第八条の二の二 政令第三十九条の九第四号に規定する総務省令で定める者は、次に掲げる者とする。

- 一 たばこ税法（昭和五十九年法律第七十二号）第十二条第六項又は第十三条第五項の規定により製造たばこ製造者（同法第六条第四項に規定する製造たばこ製造者をいう。）とみなされる者
- 二 政令第三十九条の九第三号に規定する加熱式たばこの喫煙用具を同号に規定する者又は前号に掲げる者から委託を受けて製造した者

(加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲)

第八条の二の三 法第七十四条の四第三項第二号に規定する総務省令で定めるものは、フィルターのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 加熱式たばこ（次号に掲げる加熱式たばこの喫煙用具を除く。）
当該加熱式たばこに巻かれた紙及び葉たばこ（たばこ事業法（昭和五十九年法律第六十八号）第二条第二号に規定する葉たばこをいう。）が充填されている容器
- 二 法第七十四条の三の二の規定により製造たばことみなされる加熱式たばこの喫煙用具 当該加熱式たばこの喫煙用具に充填した同条に規定するグリセリンその他の物品又はこれらの混合物以外のもの

(人口の定義等)

第八条の二十五 第八条の二十三第三項及び第六項並びに前条第二項及び第四項の人口とは、前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口をいう。この場合において、第十三条の三の規定はこれらの項の人口について準用する。

2 市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法第八条の規定により前年度末までに公表されている国勢調査のうち最近のものによる当該人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この項及び次項において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の第八条の二十三第三項及び第六項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同項の人口に加えた人口とする。

3及び4 略

(元売業者の指定の申請の手続等)

第八条の三十二 法第四百四十四条の七第一項の規定により元売業者の指定を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第十六号の二十五様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならない。

一〜六 略

(人口の定義等)

第八条の二十五 第八条の二十三第三項及び第六項並びに前条第二項及び第四項の人口とは、官報で公示された最近の国勢調査の結果による人口をいう。この場合において、第十三条の三の規定はこれらの項の人口について準用する。

2 市町村の昼間人口（従業地、通学地による人口が統計法第八条の規定により公表されている最近の国勢調査の結果による当該人口をいう。以下この条において同じ。）を当該市町村の常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下この条において同じ。）で除して得た率が一・一を超える市町村の第八条の二十三第三項及び第六項の人口は、前項の規定にかかわらず、昼間人口から常住人口に一・一を乗じて得た人口を控除した人口の二分の一の人口（一人未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）を同項の人口に加えた人口とする。

3及び4 略

(元売業者の指定の申請の手続等)

第八条の三十二 法第四百四十四条の七第一項の規定により元売業者の指定を申請しようとする者（以下この条において「申請者」という。）は、第十六号の二十五様式による申請書に次に掲げる書類を添付して、これをその主たる事務所又は事業所所在地の道府県知事を経由して総務大臣に提出しなければならない。

一〜六 略

七 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等）をいう。次条第六号イ及び第八条の三十四第六号イにおいて同じ。）の記載のある住民票の写し

ロ及びハ 略

八 略

2及び3 略

（市町村民税に係る申告書等の様式）

第十条 略

2 略

3 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者（法第三百七条の六第五項及び第六項の適用を受ける者を除く。）は、当該申告書等を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法

七 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 戸籍抄本又は本籍（外国人にあつては、国籍等（住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）第三十条の四十五に規定する国籍等）をいう。次条第六号イ及び第八条の三十四第六号イにおいて同じ。）の記載のある住民票の写し

ロ及びハ 略

八 略

2及び3 略

（市町村民税に係る申告書等の様式）

第十条 略

2 略

3 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者（法第三百七条の六第五項及び第六項の適用を受ける者を除く。）は、当該申告書等を提出すべき市町村長の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法

人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十条第三項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

4 法第三百七十七条の六第五項第一号及び第六項第一号に規定する総務省令で定める方法は、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則

第四条第一項の定めるところにより法第三百七十七条の六第七項に規定する記載事項（第六項において「記載事項」という。）を送信する方法とする。この場合において、同令第四条第一項中「行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百七十七条の六第五項又は第六項に規定する市町村の長の定めるところにより、当該市町村の長の指定する地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したもの（次項において「指定法人」という。）が使用し、及び管理する電子計算機」と、「同項」とあるのは「情報通信技術利用法第三条第一項」と、同条第二項中「電子署名を行い」とあるのは「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」と

4 法第三百七十七条の六第五項第一号及び第六項第一号に規定する総務省令で定める方法は、総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）

第四条第一項の定めるところにより法第三百七十七条の六第七項に規定する記載事項（第六項において「記載事項」という。）を送信する方法とする。この場合において、同令第四条第一項中「行政機関等の定めるところにより、当該行政機関等の指定する電子計算機」とあるのは「地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）第三百七十七条の六第五項又は第六項に規定する市町村の長の定めるところにより、当該市町村の長の指定する地方税関係の行政手続等の迅速かつ的確な処理に必要な電子情報処理組織の運営に関する業務を行う法人であつて総務大臣が指定したもの（次項において「指定法人」という。）が使用し、及び管理する電子計算機」と、「同項」とあるのは「情報通信技術利用法第三条第一項」とする

する。

5～9 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 略

2及び3 略

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、都知事の定めるところにより、都知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名(当該申請等を行う法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第十条の二第四項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者(当該法人の役員及び職員に限る。))の電子署名を含む。以下この項において同じ。)を行い」とする。

(政令第四十八条の十二の二第一項等の割合等)

第十条の二の六 政令第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の

5～9 略

(法人の都民税に係る申告書等の様式)

第十条の二 略

2及び3 略

4 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の上欄に掲げる申告書等を提出する者は、都知事の定めるところにより、都知事の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

(政令第四十八条の十三第八項及び第三十項の割合等)

第十条の二の六 政令第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する総

三第一項並びに第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する総務省令で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項並びに第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する関係市町村に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 略

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区に存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第四十八条の十二の二第一項、第四十八条の十二の三第一項並びに第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

2及び3 略

4 政令第四十八条の十三第三十一項に規定する総務省令で定める金額は、法第三百二十一条の八第二十六項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 略

務省令

で定める割合は、次の各号に掲げる法人の区分に応じ、当該各号に定める割合とする。

一 次号に掲げる法人以外の法人 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める割合

イ 政令

第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する関係市町村に係る場合（ロに該当する場合を除く。） 当該関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

ロ 略

二 二以上の市町村において事務所又は事業所を有する法人で特別区に存する区域において事務所又は事業所を有しないもの 政令第四十八条の十三第八項及び第三十項に規定する関係市町村が課する市町村民税の法人税割の税率に相当する割合

2及び3 略

4 政令第四十八条の十三第三十一項に規定する総務省令で定める金額は、法第三百二十一条の八第二十四項の規定による控除をしようとする事業年度又は連結事業年度において課された同項に規定する外国の法人税等（以下この項において「外国の法人税等」という。）の額とする。ただし、次の各号に掲げる規定に係る部分の金額については、当該各号に定める金額とする。

一 略

二 政令第四十八条の十三第二十一項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第二十六項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第十条の二の七 略

2 法第三百二十一条の八第三十六項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 法第三百二十一条の八第三十五項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四及び五 略

(政令第四十九条の五第一項の区域)

第十条の四 政令第四十九条の五第一項に規定する総務省令で定める区域は、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、守口市の区域、門真市の区域、川西市の区域及び三田市の区域(都市計画法

二 政令第四十八条の十三第二十一項 控除未済外国法人税等額に係る事業年度又は連結事業年度のうち最も古い事業年度又は連結事業年度以後の各事業年度又は各連結事業年度における法人税割額の計算上法第三百二十一条の八第二十四項の規定により控除することとされた外国の法人税等の額

(法令の規定による整理手続によらない負債整理計画の決定等)

第十条の二の七 略

2 法第三百二十一条の八第三十四項に規定する総務省令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一及び二 略

三 法第三百二十一条の八第三十三項に規定する事実の生じた日及び当該事実の詳細

四及び五 略

(政令第四十九条の五第一項の区域)

第十条の四 政令第四十九条の五第一項に規定する総務省令で定める区域は、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、川西市の区域及び三田市の区域(都市計画法

第七条第二項の市街化区域に限る。)とする。

2| 政令第四十九条の第五四項の表第一号に規定する総務省令で定める区域は、守口市の区域及び門真市の区域とする。

(政令第四十九条の第五一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 略

2~6 略

7 政令第四十九条の十五第二項第六号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 略

二 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業(無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十八項に規定する介護老人保健施設を利用させる事業に限る。)を実施する者の前事業年度を通じた入所者(介護保険法第四十八条第一項第二号に掲げる介護保健施設サービス(以下この号において「介護保健施設サービス」という。)を受けた者に限る。)の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護(介護保健施設サービスに

第七条第二項の市街化区域に限る。)とする。

2| 政令第四十九条の第五四項の表第一号に規定する区域で総務省令で定めるものは、つくば市の区域、つくばみらい市の区域、川口市の区域、さいたま市の区域、八潮市の区域、市川市の区域、松戸市の区域、流山市の区域、船橋市の区域、八千代市の区域、八王子市の区域、町田市の区域、多摩市の区域、藤沢市の区域、大和市の区域、奈良市の区域、生駒市の区域、東大阪市の区域、豊中市の区域、吹田市の区域、堺市の区域、川西市の区域及び三田市の区域(都市計画法第七条第二項の市街化区域に限る。)とする。

(政令第四十九条の十五第一項第六号の総務省令で定める者等)

第十条の七の三 略

2~6 略

7 政令第四十九条の十五第二項第六号に規定する総務省令で定める固定資産は、次に掲げる固定資産とする。

一 略

二 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業
を実施する者の前事業年度を通じた入所者
の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護

（を）を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用（介護保健施設サービスに要したものに限る。）の額及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十九条各号に掲げる費用（介護保健施設サービスに要したものに限る。）の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により

介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合（次号及び第四号において「無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

三 無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合が百分の五以上百分の十未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合から百分の五を減じた割合に五を乗じた割合に百分の七十五を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

四 無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合が百分の二以上百分の五未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る介護老人保健施設入所者の割合から百分の二を減じた割合に十五を乗じた割合に百分の三十を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

五 社会福祉法第二条第三項第十号に掲げる事業（無料又は低額な費用で介護保険法第八条第二十九項に規定する介護医療院を利用させる事業に限る。）を実施する者の前事業年度を通じた入所者（介護保険法第四十八条第一項第三号に掲げる介護医療院サービス（以下この号に

を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用

の額及び介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第七十九条各号に掲げる費用

する金額以上を減額した費用により同法第四十八条第一項第二号に掲げる介護保健施設サービスを受けた者の延数の割合（以下この項において「無料又は低額利用に係る 入所者の割合」という。）が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

三 無料又は低額利用に係る 入所者の割合が百分の五以上百分の十未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る 入所者の割合から百分の五を減じた割合に五を乗じた割合に百分の七十五を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

四 無料又は低額利用に係る 入所者の割合が百分の二以上百分の五未満である事業の用に供する固定資産（無料又は低額利用に係る 入所者の割合から百分の二を減じた割合に十五を乗じた割合に百分の三十を加えて得た割合に相当する部分に限る。）

において「介護医療院サービス」という。)を受けた者に限る。)の総延数に対する生活保護法第十五条の二第一項に規定する介護扶助のうち同項第四号に掲げる施設介護(介護医療院サービスに限る。)を受けた者並びに無料又は介護保険法第四十八条第二項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用(介護医療院サービスに要したものに限る。)の額及び介護保険法施行規則第七十九条各号に掲げる費用(介護医療院サービスに要したものに限る。)の額の合計額の十分の一に相当する金額以上を減額した費用により介護医療院サービスを受けた者の延数の割合(次号及び第七号において「無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合」という。)が百分の十以上である事業の用に供する固定資産

六 無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合が百分の五以上百分の十未満である事業の用に供する固定資産(無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合から百分の五を減じた割合に五を乗じた割合に百分の七十五を加えて得た割合に相当する部分に限る。)

七 無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合が百分の二以上百分の五未満である事業の用に供する固定資産(無料又は低額利用に係る介護医療院入所者の割合から百分の二を減じた割合に十五を乗じた割合に百分の三十を加えて得た割合に相当する部分に限る。)

8
8
15
略

(政令第五十二条の二の二第二項の機械及び装置等)

第十一条 略

8
8
15
略

(政令第五十二条の二の二第二項の機械及び装置等)

第十一条 略

2 略

3 政令第五十二条の二の二第二項第三号に規定する総務省令で定める事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第三条第一項第二号から第四号までに掲げる事業のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 協同組合連合会が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項第三号に掲げる事業（当該協同組合連合会の所属員が一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業に限る。）

二 協同組合連合会でその所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項第三号に規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものが実施する同項第二号に掲げる事業（同号イに掲げる事業のうち独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同項に規定する共同化計画に基づき実施されるものの用に供するために施設を整備する事業に限る。）

三 略

（固定資産税に係る書類の様式）

第十四条 略

2 略

2 略

3 政令第五十二条の二の二第二項第三号に規定する総務省令で定める事業は、独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令（平成十六年政令第百八十二号）第二条第一項第二号から第四号までに掲げる事業のうち、次に掲げるもの以外のものとする。

一 協同組合連合会が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に掲げる事業（当該協同組合連合会の所属員が一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業に限る。）

二 協同組合連合会でその所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者に限る。）であるものが実施する同項第二号に掲げる事業（同号イに掲げる事業のうち独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令（平成十六年経済産業省令第七十四号）第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同項に規定する共同化計画に基づき実施されるものの用に供するために施設を整備する事業に限る。）

三 略

（固定資産税に係る書類の様式）

第十四条 略

2 略

3 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の④の上欄に掲げる書類を提出する者は、当該書類を提出すべき市町村長（法第七百四十五条第一項において法第三百八十三条を準用する場合にあつては、道府県知事。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）第十四条第三項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

（法第四百七条第五号の者）

第十五条の六の三 法第四百七条第五号に規定する総務省令で定める者は、精神の機能の障害により固定資産評価員の職務を適正に行うに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

3 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して第一項の表の④の上欄に掲げる書類を提出する者は、当該書類を提出すべき市町村長（法第七百四十五条第一項において法第三百八十三条を準用する場合にあつては、道府県知事。以下この項において同じ。）の定めるところにより、当該市町村長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

(法第四百十条第二項に規定する地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面)

第十五条の六の四 略

(卸売販売業者等が徴する書類)

第十六条の二 略

2 第八条の二の規定は、法第四百六十五条第四項の規定により卸売販売業者等が小売販売業者である卸売販売業者等から徴する書類について準用する。

(加熱式たばこの重量の計算から除外されるものの範囲)

第十六条の二の二 法第四百六十七条第三項第二号に規定する総務省令で定めるものは、フィルターのほか、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一 加熱式たばこ(次号に掲げる加熱式たばこの喫煙用具を除く。)
当該加熱式たばこに巻かれた紙及び葉たばこ(たばこ事業法第二条第二号に規定する葉たばこをいう。)が充填されている容器
- 二 法第四百六十六条の二の規定により製造たばこみなされる加熱式たばこの喫煙用具 当該加熱式たばこの喫煙用具に充填した同条に規定するグリセリンその他の物品又はこれらの混合物以外のもの

(政令第五十四条の十三の五第五項の施設)

(法第四百十条第二項に規定する地域ごとの宅地の標準的な価格を記載した書面)

第十五条の六の三 略

(小売販売業者の営業所ごとの製造たばこの売渡し数量等に係る書類)

第十六条の二 略

(卸売販売用であることを証する書類)

第十六条の二の二 第八条の二の規定は、法第四百六十五条第四項の規定により卸売販売業者等が小売販売業者である卸売販売業者等から徴する

(政令第五十四条の十三の五第五項の施設)

第十六条の五の五 政令第五十四条の十三の五第五項に規定する宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他特定の者が専ら利用するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項若しくは第六項に規定する営業の用に供するもの以外のものとする。

一 宿泊施設 旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する施設（旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百二十二号）第一条第一項又は第二項に定める施設の構造設備の基準を満たすものに限る。）

二及び三 略

2 略

（政令第五十六条の三十四第一項の事業）

第二十四条の五の二 政令第五十六条の三十四第一項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一及び二 略

三 協同組合連合会が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項第三号に掲げる事業（当該協同組合連合会の所属員が一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業に限る。）

四 事業協同小組合又は協同組合連合会での組合員又は所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項第三号に規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者

第十六条の五の五 政令第五十四条の十三の五第五項に規定する宿泊施設、集会施設又はスポーツ施設のうち総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる施設の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める施設のうち、会員その他特定の者が専ら利用するもの又は風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第二条第一項若しくは第六項に規定する営業の用に供するもの以外のものとする。

一 宿泊施設 旅館業（下宿営業を除く。）の用に供する施設（旅館業法施行令（昭和三十二年政令第五百二十二号）第一条第一項、第二項又は第三項に定める施設の構造設備の基準を満たすものに限る。）

二及び三 略

2 略

（政令第五十六条の三十四第一項の事業）

第二十四条の五の二 政令第五十六条の三十四第一項に規定する総務省令で定める事業は、次に掲げる事業とする。

一及び二 略

三 協同組合連合会が実施する独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に掲げる事業（当該協同組合連合会の所属員が一の建物に集合して事業を行うため、工場、事業場、店舗その他の施設を整備する事業に限る。）

四 事業協同小組合又は協同組合連合会での組合員又は所属員の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第三号に規定する特定中小事業者（小売商業又はサービス業を行う者

に限る。)であるものが実施する同項第二号に掲げる事業(同号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同項に規定する共同化計画に基づき実施されるもの用に供するために施設を整備する事業に限る。)

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項第二号ハ及びニに掲げる事業(独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第三十条第二項第一号に規定する合併会社又は同省令第三十一条第四項第一号に規定する出資会社(合併又は出資をしようとする者の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項第三号に規定する特定中小事業者(小売商業又はサービス業を行う者に限る。))であるものに限る。)が実施する同省令第三十条第一項第一号又は第三十一条第一項第二号に規定する事業を除く。)

(法第七百一条の四十一第二項の助成金)

第二十四条の二十二 法第七百一条の四十一第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金とする。

(事業所税に係る申告書の様式)

に限る。)であるものが実施する同項第二号に掲げる事業(同号イに掲げる事業のうち、独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第二十八条第一項第一号イに掲げる要件に適合する同項に規定する共同化計画に基づき実施されるもの用に供するために施設を整備する事業に限る。)

五 独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第二条第一項第二号ハ及びニに掲げる事業(独立行政法人中小企業基盤整備機構の産業基盤整備業務を除く業務に係る業務運営、財務及び会計並びに人事管理に関する省令第三十条第二項第一号に規定する合併会社又は同省令第三十一条第四項第一号に規定する出資会社(合併又は出資をしようとする者の三分の二以上が独立行政法人中小企業基盤整備機構法施行令第三条第一項第三号に規定する特定中小事業者(小売商業又はサービス業を行う者に限る。))であるものに限る。)が実施する同省令第三十条第一項第一号又は第三十一条第一項第二号に規定する事業を除く。)

(法第七百一条の四十一第二項の助成金)

第二十四条の二十二 法第七百一条の四十一第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 とする。

(事業所税に係る申告書の様式)

第二十四条の二十九 略

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第七百一条の四十六第一項及び第七百一条の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申告書を提出する者は、当該申告書を提出すべき指定都市等の長の定めるところにより、当該指定都市等の長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあるのは、「電子署名(当該申請等を行う者が法人である場合であつて、当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則(昭和二十九年総理府令第二十三号)第二十四条の二十九第二項に規定する指定法人を通じて、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合には、当該委任を受けた者(当該法人の役員及び職員に限る。)の電子署名を含む。以下この項において同じ。)を行い」とする。

3 法第七百一条の五十二第二項の規定により申告を行う者は、当該申告をすべき指定都市等の長の定めるところにより、当該指定都市等の長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項を、当該申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。この場合における総務省関係法令

第二十四条の二十九 略

2 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して法第七百一条の四十六第一項及び第七百一条の四十七第一項の申告書並びにこれらの申告書に係る法第七百一条の四十九第二項の修正申告書を提出する者は、当該申告書を提出すべき指定都市等の長の定めるところにより、当該指定都市等の長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項又は当該提出を書面等により行うときに記載すべきこととされている事項を、当該提出をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

3 法第七百一条の五十二第二項の規定により申告を行う者は、当該申告をすべき指定都市等の長の定めるところにより、当該指定都市等の長の指定する指定法人が使用し、及び管理する電子計算機に備えられたファイルに記録すべき事項を、当該申告をする者の使用に係る電子計算機から入力して、提供することができる。

に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則
第四条第二項の規定の適用については、同項中「電子署名を行い」とあ
るのは、「電子署名（当該申請等を行う者が法人である場合であつて、
当該法人の代表者があらかじめ地方税法施行規則（昭和二十九年総理府
令第二十三号）第二十四条の二十九第三項に規定する指定法人を通じて
、地方団体の長に当該申請等の提出の委任に関する届出を行った場合に
は、当該委任を受けた者（当該法人の役員及び職員に限る。）の電子署
名を含む。以下この項において同じ。）を行い」とする。

（法第七百三条の四第六項ただし書及び第八項ただし書に規定する総務
省令で定める補正方法）

第二十四条の三十の二 法第七百三条の四第六項ただし書の基礎控除後の
総所得金額等及び同条第八項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正
前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正
前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額
及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資
産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した
世帯別平等割額の合計額（次項において「補正前の国民健康保険税の基
礎課税額」という。）が同条第六項に規定する基礎課税限度額（次項に
おいて「基礎課税限度額」という。）を上回る世帯に属する被保険者に
ついて、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行う
ものとする。

2 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所

得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の基礎課税額（当該補正前の国民健康保険税の基礎課税額が基礎課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の基礎課税額を基礎課税限度額として計算した基礎課税額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三条の四第三項の標準基礎課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

（法第七百三条の四第十五項ただし書及び第十六項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法）

第二十四条の三十の三 法第七百三条の四第十五項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第十六項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（次項において「補正前の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額」という。）が同条第十五項に規定する後期高齢者支援金等課税限度額（次項において「後期高齢者支援金等課税限度額」という。）を上回る世帯に属する被保険者について、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所

得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額（当該補正前の国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額が後期高齢者支援金等課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の後期高齢者支援金等課税額を後期高齢者支援金等課税限度額として計算した後期高齢者支援金等課税額）の総額のうち所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三条の四第十二項の標準後期高齢者支援金等課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

（法第七百三条の四第二十三項ただし書及び第二十四項ただし書に規定する総務省令で定める補正方法）

第二十四条の三十の四 法第七百三条の四第二十三項ただし書の基礎控除後の総所得金額等及び同条第二十四項ただし書の固定資産税額等の補正は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額、資産割額、被保険者均等割額の合算額の総額又は当該世帯につき算定した世帯別平等割額の合計額（次項において「補正前の国民健康保険税の介護納付金課税額」という。）が同条第二十三項に規定する介護納付金課税限度額（次項において「介護納付金課税限度額」という。）を上回る世帯に属する介護納付金課税被保険者について

、基礎控除後の総所得金額等又は固定資産税額等を減額して行うものとする。

2| 前項の均衡所得割率及び均衡資産割率は、補正前の基礎控除後の総所得金額等に均衡所得割率を乗じて得た額及び補正前の固定資産税額等に均衡資産割率を乗じて得た額をそれぞれ所得割額及び資産割額として算定した世帯主に対する補正前の国民健康保険税の介護納付金課税額（当該補正前の国民健康保険税の介護納付金課税額が介護納付金課税限度額を超える場合には、当該世帯主に対する国民健康保険税の介護納付金課税額を介護納付金課税限度額として計算した介護納付金課税額）の総額のうち介護納付金課税被保険者に係る所得割総額及び資産割総額が、それぞれ法第七百三条の四第二十項の標準介護納付金課税総額のうち所得割総額及び資産割総額に等しくなるよう計算して得た率とする。

附 則

（道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の様式）

第二条の四 略

2| 情報通信技術利用法第三条第一項の規定により電子情報処理組織を使用して前項の表の(三)の上欄に掲げる通知書を送付する地方団体の長は、次の各号の順序に従い、それぞれ当該各号に定めるところにより行うことができる。

一| 指定法人が使用し、及び管理する特定電子計算機等に、当該通知書を書面等により送付するときに記載すべきこととされている事項を送

附 則

（道府県民税及び市町村民税の寄附金税額控除に係る申告特例申請書等の様式）

第二条の四 略

信すること。

二 特定電子計算機等において、当該事項に係る通信の交換が行われ、法附則第七条第五項及び第十二項に規定する市町村長の使用に係る電子計算機に伝送されること。

三 当該市町村長の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項が記録されること。

(政令附則第七条第二十二項の居住者等利用施設)

第三条の二十九 政令附則第七条第二十二項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた低未利用土地は、当該低未利用土地が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める同項各号に掲げる要件に該当する旨を証する書類を当該低未利用土地の取得に係る法第七十三条の十八第一項の規定による申告又は報告の際に提出することにより市町村長の証明がされた低未利用土地とする。

2 政令附則第七条第二十二項第一号に規定する居住者等利用施設のうち総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則（平成十四年国土交通省令第六十六号）第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路、同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場並びに同条第五号に掲げる集会場、休憩施設及び案内施設とする。

(法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項の助成金)

第三条の二十 法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の

(法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項の助成金)

第三条の二十九 法附則第十一条の四第一項及び政令附則第九条第二項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の

三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金とする。

(政令附則第九条の四の住宅性能向上改修住宅)

第三条の二の二十一 政令附則第九条の四に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅性能向上改修住宅は、当該住宅性能向上改修住宅が同条各号に掲げる要件のいずれかに該当する旨を証する書類を法附則第十一条の四第六項に規定する改修工事対象住宅用地を取得した日から二年以内に、同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に道府県知事に提出することにより証明がされた住宅性能向上改修住宅とする。

(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)

第四条の三の二 福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成三十一年度及び平成三十一年度における第八条の二十五第一項及び第二項の規定(第八条の二十三第三項及び第六項の規定の人口に係る部分に限る。)の適用については、次の表の上欄に掲げる第八条の二十五の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項後段及び第三項の規定は、適用しない。

第一項	前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる結果による人口	平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民
-----	---------------------------------------	--

三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金とする。

(福島県南相馬市等に係る人口の定義の特例)

第四条の三の二 福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成二十八年度における第八条の二十三第三項及び第六項の規定の適用については、当該市町村の人口は、第八条の二十五第一項の規定にかかわらず、平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率を乗じて得た人口とする。

	第二項	
<p>基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日において同法に基づき住民基本台帳に記載されている者の数で除して得た率（次項において「特例率」という。）を乗じて得た人口（次項において「特例人口」という。）</p> <p>特例昼間人口（</p>	<p>昼間人口（従業地、通学地による人口が</p> <p>により前年度末までに</p> <p>国勢調査のうち最近のもの</p> <p>当該人口をいう。以下の項及び次項</p> <p>常住人口（当該国勢調査の結果による官報で公示された人口をいう。以下</p>	<p>により</p> <p>平成二十二年の国勢調査</p> <p>従業地、通学地による人口に特例率を乗じて得た人口をいう。以下の項</p> <p>特例人口</p>

この項及び次項において 同じ。）	
昼間人口から常住人口	特例昼間人口から特例人口
同項の人口	特例人口

(法附則第十二条の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第四条の四 略

2 法附則第十二条の二第二項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号の基準とする。

3 法附則第十二条の二第二項第二号ロに規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて同じ。)が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示

(法附則第十二条の二第二項第二号の専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等)

第四条の四 略

2 法附則第十二条の二第二項第二号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(平成十四年国土交通省告示第六百十九号。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて「細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号の基準とする。

3 法附則第十二条の二第二項第二号ロに規定する平成二十一年十月一日(車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

- 一 車両総重量(道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条から附則第四条の六の二までにおいて同じ。)が三・五トン以下の自動車 細目告示

示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の細目告示（以下この条から附則第四条の六までにおいて「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び次条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 略

4 法附則第十二条の二第二項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定（以下この条から附則第四条の六の三までにおいて「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

二 略

5 5 7 略

8 法附則第十二条の二第二項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定

第四
十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成十五年国土交通省告示第千三百十八号。以下この条及び次条において「適用関係告示」という。）第二十八条第百三十三項の基準

二 略

4 法附則第十二条の二第二項第二号ロに規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の左欄に掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領（平成十二年運輸省告示第百三号）第五条の規定による認定（以下この条から附則第四条の六の三までにおいて「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

二 略

5 5 7 略

8 法附則第十二条の二第二項第四号イに規定する乗用車で総務省令で定

めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

9 法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

10 法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物

めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年ガソリン軽中量車基準をいう。以下この条及び次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

9 法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(i)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号ロ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

10 法附則第十二条の二第二項第四号イ(1)(ii)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物

質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

11 法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一及び二 略

12 法附則第十二条の二第二項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロからニまでに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けた

質に係る部分を除く。)の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

11 法附則第十二条の二第二項第四号イ(2)に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率とする。

一及び二 略

12 法附則第十二条の二第二項第四号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けた

ものであること。

二 略

13 法附則第十二条の二第二項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

14 法附則第十二条の二第二項第五号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告

ものであること。

二 略

13 法附則第十二条の二第二項第四号ハに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示 第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

14 法附則第十二条の二第二項第五号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年石油ガス軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告

示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

15 法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

16 法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

17 法附則第十二条の二第二項第六号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

18 法附則第十二条の二第二項第六号イに規定する平成二十一年十月一日

示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準（法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年石油ガス軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

15 法附則第十二条の二第二項第五号イ(1)に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号ロ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準とする。

16 法附則第十二条の二第二項第五号イ(2)に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第三号イ（粒子状物質に係る部分を除く。）の基準又は適用関係告示第二十八条第百八項の基準とする。

17 法附則第十二条の二第二項第六号イに規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号ロの基準とする。

18 法附則第十二条の二第二項第六号イに規定する平成二十一年十月一日

以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

19 法附則第十二条の二第二項第六号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準（同号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

20～22 略

（法附則第十二条の二第二項第一号イのガソリン自動車等）

第四条の五 法附則第十二条の二第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化

以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

19 法附則第十二条の二第二項第六号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準（同号イに規定する平成三十年軽油軽中量車基準をいう。次条において同じ。）に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

20～22 略

（法附則第十二条の二第二項第一号イのガソリン自動車等）

第四条の五 法附則第十二条の二第二項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表の(1)の窒素酸化

物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

2 法附則第十二条の二の二第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロからニまでに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

2 法附則第十二条の二の二第二項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

3 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

4 法附則第十二条の二の二第三項第一号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

3 法附則第十二条の二の二第二項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

4 法附則第十二条の二の二第三項第一号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

5 法附則第十二条の二の二第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

6 法附則第十二条の二の二第三項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項

の排出量が細目告示 第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

5 法附則第十二条の二の二第三項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示 第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

6 法附則第十二条の二の二第三項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示 第四十一条第一項

第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

7及び8 略

9 法附則第十二条の二の二第四項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

10 法附則第十二条の二の二第四項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

7及び8 略

9 法附則第十二条の二の二第四項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

10 法附則第十二条の二の二第四項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のロからニまでに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

11 法附則第十二条の二の二第四項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示 第四十一条第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

11 法附則第十二条の二の二第四項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示 第四十一条第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

12 法附則第十二条の二の二第五項第一号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

13 法附則第十二条の二の二第五項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガ

二略

12 法附則第十二条の二の二第五項第一号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

13 法附則第十二条の二の二第五項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガ

ス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

14 法附則第十二条の二の二第五項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

15及び16 略

17 法附則第十二条の二の二第六項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガ

ス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示 第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

14 法附則第十二条の二の二第五項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示 第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

15及び16 略

17 法附則第十二条の二の二第六項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガ

ス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

18 法附則第十二条の二の二第六項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロからニまでに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

19 法附則第十二条の二の二第六項第二号に規定する乗用車で総務省令で

ス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

18 法附則第十二条の二の二第六項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

19 法附則第十二条の二の二第六項第二号に規定する乗用車で総務省令で

定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

20 法附則第十二条の二の二第七項第一号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸

定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

20 法附則第十二条の二の二第七項第一号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸

化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

21 法附則第十二条の二の二第七項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のハの窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

22 法附則第十二条の二の二第七項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十一年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分

化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

21 法附則第十二条の二の二第七項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の三を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

22 法附則第十二条の二の二第七項第二号イに規定する車両総重量が二・五トンを超え三・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件（平成三十一年軽油軽中量車基準に適合する自動車にあつては、第一号に掲げる要件を除く。）に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が細目告示第四十一条第一項第七号イの表の(3)の窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値の十分

の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

23 及び 24 略

25 法附則第十二条の二の二第八項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

26 法附則第十二条の二の二第八項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

23 及び 24 略

25 法附則第十二条の二の二第八項第一号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

26 法附則第十二条の二の二第八項第一号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のバス又はトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物

の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のロからニまでに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

27 法附則第十二条の二の二第八項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号の表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年ガソリン軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

27 法附則第十二条の二の二第八項第二号に規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 次に掲げる自動車の区分に応じ、それぞれ次に定める要件に該当すること。

イ 平成三十年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の二分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

ロ 平成十七年石油ガス軽中量車基準に適合する自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

(法附則第十二条の二の四第一項第五号の平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法等)

第四条の六 略

2 略

3 法附則第十二条の二の四第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

4 法附則第十二条の二の四第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

5 法附則第十二条の二の四第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の

(法附則第十二条の二の四第一項第五号の平成三十二年度基準エネルギー消費効率及び平成二十七年基準エネルギー消費効率を算定する方法等)

第四条の六 略

2 略

3 法附則第十二条の二の四第一項第五号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

4 法附則第十二条の二の四第一項第五号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

5 法附則第十二条の二の四第二項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の

(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

6 法附則第十二条の二の四第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

7 法附則第十二条の二の四第三項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

8 法附則第十二条の二の四第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を

(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

6 法附則第十二条の二の四第二項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

7 法附則第十二条の二の四第三項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二略

8 法附則第十二条の二の四第三項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を

受けたものであること。

二 略

9 法附則第十二条の二の四第四項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

10 法附則第十二条の二の四第四項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

11 法附則第十二条の二の四第五項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

12 法附則第十二条の二の四第五項第二号ロに規定する車両総重量が二・

受けたものであること。

二 略

9 法附則第十二条の二の四第四項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

10 法附則第十二条の二の四第四項第二号ロに規定する車両総重量が二・五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

11 法附則第十二条の二の四第五項第二号イに規定する乗用車で総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

- 一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

12 法附則第十二条の二の四第五項第二号ロに規定する車両総重量が二・

五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

(法附則第十二条の二の四第六項の路線バス等)

第四条の六の二 略

2と6 略

7 法附則第十二条の二の四第九項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置(同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。)

()、衝突被害軽減制動制御装置(同項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。以下この条において同じ。)

報装置(同項に規定する車線逸脱警報装置をいう。以下この条において同じ。)()のいずれか二以上を搭載した車両であることが記載されているものとする。

8及び9 略

10 法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第七項及び第九十三条第八項の

五トン以下のトラックで総務省令で定めるものは、次に掲げる要件に該当する自動車とする。

一 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)から(4)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の四分の一を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

(法附則第十二条の二の四第六項の路線バス等)

第四条の六の二 略

2と6 略

7 法附則第十二条の二の四第九項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置(同項に規定する車両安定性制御装置をいう。以下この条において同じ。)

()及び衝突被害軽減制動制御装置(同項に規定する衝突被害軽減制動制御装置をいう。第十三項及び第十四項において同じ。)

した車両であることが記載されているものとする。

8及び9 略

10 法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第

基準とする。

11 法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定する車線逸脱警報装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第六十七条の二及び第四百四十五条の二の基準とする。

12 法附則第十二条の二の四第九項第二号に規定する車両安定性制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第二項第一号及び第九十三条第二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

13 法附則第十二条の二の四第九項第三号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

14 法附則第十二条の二の四第十項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置、衝突被害軽減制動制御装置及び車線逸脱警報装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

15 法附則第十二条の二の四第十一項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

16 法附則第十二条の二の四第十二項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置

二項第一号の基準（車両安定性制御装置に係るものに限る。）とする。

11 法附則第十二条の二の四第九項第一号に規定する衝突被害軽減制動制御装置に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第十五条第七項及び第九十三条第八項の基準とする。

12 法附則第十二条の二の四第九項第二号に規定する総務省令で定めるけん引自動車は、当該けん引自動車に係る自動車検査証に道路運送車両法施行規則第三十五条の三第一項第十四号の二に規定する第五輪荷重が記載されているものとする。

13 法附則第十二条の二の四第十項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置及び衝突被害軽減制動制御装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

14 法附則第十二条の二の四第十一項に規定する総務省令で定める自動車は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車が車両安定性制御装置

又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを搭載した車両であることが記載されているものとする。

17] 法附則第十二条の二の四第十三項に規定する総務省令で定める自動車

は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車 が 車線逸脱警報装置を搭載した車両であることが記載されているものとする。

18] 法附則第十二条の二の四第十四項に規定する総務省令で定める事項は

、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法附則第十二条の二の四第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第一項第一号から第三号まで又は第七号に掲げる場合にあつては、八からへまでに掲げる事項を除く。）

イ及びロ 略

ハ 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をい

う。）

ニくへ 略

二 略

三 法附則第十二条の二の四第九項から第十三項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第九項第三号及び第四号、

又は衝突被害軽減制動制御装置のいずれかを搭載した車両であることが記載されているものとする。

15] 法附則第十二条の二の四第十二項に規定する車線逸脱警報装置に係る

保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準で総務省令で定めるものは、細目告示第六十七条の二及び第百四十五条の二の基準とする。

16] 法附則第十二条の二の四第十二項に規定する総務省令で定める自動車

は、当該自動車に係る自動車検査証に当該自動車 が同項に規定する車線逸脱警報装置を搭載した車両であることが記載されている自動車とする。

17] 法附則第十二条の二の四第十三項に規定する総務省令で定める事項は

、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める事項とする。

一 法附則第十二条の二の四第一項から第五項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第一項第一号から第三号まで又は第七号に掲げる場合にあつては、八からへまでに掲げる事項を除く。）

イ及びロ 略

ハ 自動車のエネルギー消費効率（エネルギーの使用の合理化等に関する法律第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をい

う。）

ニくへ 略

二 略

三 法附則第十二条の二の四第九項から第十二項までの規定の適用を受けようとする場合 次に掲げる事項（同条第九項第二号及び第三号、

第十項、第十一項、第十二項第三号及び第四号並びに第十三項（バス等を除く。）に掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を除く。）
イ 法附則第十二条の二の四第九項から第十三項までの規定の適用を受けようとする旨

19|
略
ロ〜ニ 略

（法附則第十二条の三第三項第二号の基準等）

第五条の二 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準

第十項第一号及び第二号並びに第十一項第三号及び第四号
に掲げる自動車にあつては、二に掲げる事項を除く。）
イ 法附則第十二条の二の四第九項から第十二項までの規定の適用を受けようとする旨

18|
略
ロ〜ニ 略

（法附則第十二条の三第三項第二号の基準等）

第五条の二 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する平成二十一年十月一日（車両総重量が三・五トンを超え十二トン以下のものにあつては、平成二十二年十月一日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める基準とする。

一 車両総重量（道路運送車両法第四十条第三号に規定する車両総重量をいう。以下この条において同じ。）が三・五トン以下の自動車 道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）
第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第百三十三項の基準

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 道路運送車両の保安基準

の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）第
四十一条第一項第九号の基準

2 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

二 略

3 略

4 法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一及び二 略

5 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する平成十七年十月一日以降

二 車両総重量が三・五トンを超える自動車 細目告示

四十一条第一項第九号の基準

2 法附則第十二条の三第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けたものであること。

二 略

3 略

4 法附則第十二条の三第三項第四号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一及び二 略

5 法附則第十二条の三第三項第四号に規定する平成十七年十月一日以降

に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる自動車 同表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値

二 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(2)に掲げる自動車 同表の(2)の窒素酸化物の欄に掲げる値

三 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(3)に掲げる自動車 同表の(3)の窒素酸化物の欄に掲げる値

6 略

7 法附則第十二条の三第三項第五号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、旧細目告示第四十一条第一項第七号イの基準とする。

8 略

9 法附則第十二条の三第五項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第十一号の基準とする。

10 法附則第十二条の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動

に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示 第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる自動車 同表の(1)窒素酸化物の欄 に掲げる値

二 細目告示 第四十一条第一項第三号イの表の(2)に掲げる自動車 同表の(2)窒素酸化物の欄 に掲げる値

三 細目告示 第四十一条第一項第三号イの表の(3)に掲げる自動車 同表の(3)窒素酸化物の欄 に掲げる値

6 略

7 法附則第十二条の三第三項第五号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示 第四十一条第一項第七号イの基準とする。

8 略

9 法附則第十二条の三第五項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第十一号ロの基準とする。

10 法附則第十二条の三第五項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める要件に該当する自動車とする。

一 車両総重量が三・五トン以下の自動車 窒素酸化物の排出量が細目告示 第四十一条第一項第十一号イの表の(1)から(3)までに掲げる自動

車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

11 法附則第十二条の三第五項第四号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイ に掲げる自動車 同表
のイの窒素酸化物の欄に掲げる値

二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のロ に掲げる自動車 同表
のロの窒素酸化物の欄に掲げる値

三 細目告示第四十一条第一項第三号の表のハ に掲げる自動車 同表
のハの窒素酸化物の欄に掲げる値

12 及び 13 略

14 法附則第十二条の三第五項第五号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号 の基準とする。

15 及び 16 略

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2 及び 11 略

12 法附則第十五条第二項第一号に規定する総務省令で定める汚水又は廃

車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けたものであること。

二 略

11 法附則第十二条の三第五項第四号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示第四十一条第一項第三号の表の(1) に掲げる自動車 同表
の(1)窒素酸化物の欄 に掲げる値

二 細目告示第四十一条第一項第三号の表の(2) に掲げる自動車 同表
の(2)窒素酸化物の欄 に掲げる値

三 細目告示第四十一条第一項第三号の表の(3) に掲げる自動車 同表
の(3)窒素酸化物の欄 に掲げる値

12 及び 13 略

14 法附則第十二条の三第五項第五号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第七号の基準とする。

15 及び 16 略

(政令附則第十一条第二項第一号の倉庫等)

第六条 略

2 及び 11 略

12 法附則第十五条第二項第一号に規定する総務省令で定める汚水又は廃

液の処理施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。

13 略

14 法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年

液の処理施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（汚水若しくは廃液の有用成分を回収すること又は汚水若しくは廃液を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。

13 略

14 法附則第十五条第二項第三号に規定する総務省令で定める特定有害物質の排出又は飛散の抑制に資する施設は、活性炭利用吸着式特定有害物質処理装置（土壌汚染対策法施行令（平成十四年政令第三百三十六号）第一条第二十一号に掲げる物質を活性炭に吸着させて処理する装置をいい、当該装置と一体となつて設置され、かつ、不可分の状態にあるドライクリーニング装置の部分を含む。）とする。

15 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定めるごみ処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第五条第一項に規定するごみ処理施設（焼却装置、溶融装置、破碎装置及び圧縮装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、梱包成型装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、破碎装置（溶融装置に附属するものに限る。）、集じん装置その他の附属設備で廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成九年

政令第二百六十九号。第十六項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）とする。

15) 法附則第十五条第二項第四号に規定する総務省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、第十六条の六第六項第二号に掲げる一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）（擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備に限る。）とする。

16) 法附則第十五条第二項第五号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号の二、第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設（法附則第十五条第二項第五号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設にあつては、同令第七条第十一号の二に規定する産業廃棄物の処理施設に限る。）（焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第十五条の四の二第一項の認定（同条第三項において準用する同法第九条の八第六項の変更の認定を

政令第二百六十九号。第十四項において「廃掃法改正令」という。）附則第二条第一項の規定の適用を受けるものを除く。）及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）とする。

16) 法附則第十五条第二項第五号に規定する総務省令で定める一般廃棄物の最終処分場は、第十六条の六第六項第二号に掲げる一般廃棄物の最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第八条第一項の許可に係るもの及び同法第九条の八第一項の認定（同条第六項の変更の認定を含む。）に係るものに限る。）（擁壁、えん堤、コンクリート槽、遮水工、集排水設備、浸出液処理設備及び搬入管理設備に限る。）とする。

17) 法附則第十五条第二項第六号に規定する総務省令で定める産業廃棄物処理施設は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十一号の二、第十二号、第十二号の二及び第十三号に規定する産業廃棄物の処理施設

（焼却装置、分解装置、溶融装置、洗浄装置及び分離装置並びにこれらに附属する搬送装置、貯溜装置、汚水処理装置、ばい煙処理装置、押込装置、電動機、ポンプ、配管、計測器、脱水装置、乾燥装置、油水分離装置、中和装置、破碎装置、集じん装置その他の附属設備に限る。）のうち廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項の許可に係るもの（廃掃法改正令附則第二条第二項の規定の適用を受けるものを除く。）並びに同法第十五条の四の二第一項の認定（同条第三項において準用する同法第九条の八第六項の変更の認定を

含む。)及び同法第十五条の四の四第一項の認定に係るものとする。

17) 法附則第十五条第二項第五号イに規定する総務省令で定める産業廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条の四第五号トに規定する廃石綿等のうち、廃石綿又は石綿が付着しているものとする。

18 法附則第十五条第二項第六号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、

濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。

19
22 略

23 法附則第十五条第四項及び政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等コース助成金とする。

24
32 略

33 法附則第十五条第十二項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一 略

二 次のいずれかに該当する船舶であること。

含む。)及び同法第十五条の四の四第一項の認定に係るものとする。

18 法附則第十五条第二項第七号に規定する総務省令で定める除害施設は、沈澱又は浮上装置、油水分離装置、汚泥処理装置、濾過装置、バーク処理装置、濃縮又は燃焼装置、蒸発洗浄又は冷却装置、中和装置、酸化又は還元装置、凝集沈澱装置、脱有機酸装置、イオン交換装置、生物化学的処理装置、脱フェノール装置、脱アンモニア装置、貯溜装置及び輸送装置並びにこれらに附属する電動機、ポンプ、配管、計測器その他の附属設備（下水の有用成分を回収すること又は下水を工業用水として再利用することを専らその目的とするものを除く。）とする。

19
22 略

23 法附則第十五条第四項及び政令附則第十一条第七項に規定する総務省令で定めるものは、雇用保険法施行規則第百十八条の三第一項に規定する中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金とする。

24
32 略

33 法附則第十五条第十二項に規定する総務省令で定める国際船舶は、次に掲げる要件に該当する船舶とする。

一 略

二 次のいずれかに該当する船舶であること。

イ 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十三條第一項第四号イに掲げる船舶

イ 海上運送法施行規則（昭和二十四年運輸省令第四十九号）第四十

三条第一項第四号ロ又はハに掲げる船舶のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条の二第二項第二号の設備を有するもの又は船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第五条の衛星航法装置、同令第五条の二の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第四百四十六条の二十五第一項の船速距離計（ドプラ式のものに限る。）若しくは同令第四百四十六条の四十三第一項のサイドスラスト（船首に設置されているものに限る。）（ロにおいて「衛星航法装置等」という。）を有するもの

ロ 海上運送法施行規則第四十三条第一項第四号ニ又はホに掲げる船舶のうち衛星航法装置等を有するもの

34
〜
47
略

48 法附則第十五条第二十五項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一及び二 略

三 脂肪酸メチルエステル製造設備（利用促進法施行令第二条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

のうち租税特別措置法第十条第八項第五号に規定する中小事業者又は

ロ 海上運送法施行規則

第四十

三条第一項第四号ロ又はハに掲げる船舶のうち、船舶職員及び小型船舶操縦者法施行規則（昭和二十六年運輸省令第九十一号）第二条の二第二項第二号の設備を有するもの又は船舶自動化設備特殊規則（昭和五十八年運輸省令第六号）第五条の衛星航法装置、同令第五条の二の自動衝突予防援助装置及び船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）第四百四十六条の二十五第一項の船速距離計（ドプラ式のものに限る。）若しくは同令第四百四十六条の四十三第一項のサイドスラスト（船首に設置されているものに限る。）（ハにおいて「衛星航法装置等」という。）を有するもの

ハ 海上運送法施行規則第四十三条第一項第四号ニ又はホに掲げる船舶のうち衛星航法装置等を有するもの

34
〜
47
略

48 法附則第十五条第二十五項に規定する総務省令で定める機械その他の設備は、次に掲げる機械その他の設備とする。

一及び二 略

三 脂肪酸メチルエステル製造設備（利用促進法施行令第二条第四号に掲げる脂肪酸メチルエステルを製造するもので、分離装置、反応槽及び精製装置を同時に設置する場合のこれらのものに限るものとし、これらと同時に設置する専用の原料受入装置、原料貯蔵装置、原料供給装置、前処理装置、脱臭装置、自動調整装置、搬送装置、排水処理装置、貯留装置、残さ処理装置、出荷装置、ポンプ又は配管を含む。）

同法第四十二条の四第八項第六号に規定する中小企業者が新設したものの

四略

49
53
略

54 法附則第十五条第二十九項に規定する総務省令で定める避難の用に供する部分は、指定避難施設の管理及び協定避難施設の管理協定に関する命令（平成二十三年内閣府・国土交通省令第八号）第一条の規定により明らかにされた避難上有効な屋上その他の場所及び当該場所までの避難上有効な階段その他の経路とする。

55 政令附則第十一条第三十一項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 三略

四 防炎用倉庫

五 防炎用ベンチ

六 非常用電源設備

56
58
略

59 法附則第十五条第三十二項第一号イに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

60 法附則第十五条第三十二項第一号ロに規定する総務省令で定める規模は、出力二十キロワットとする。

|

四略

49
53
略

54 政令附則第十一条第三十一項に規定する総務省令で定める設備は、次に掲げる設備とする。

一 三略

55
57
略

58 法附則第十五条第三十二項第二号ハに規定するバイオマスを電気に変換する特定再生可能エネルギー発電設備で総務省令で定めるものは、当該発電設備の出力が二万キロワット未満のものとする。

61| 法附則第十五条第三十二項第一号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力五千キロワットとする。

62| 法附則第十五条第三十二項第一号ニに規定する総務省令で定める規模は、出力千キロワットとする。

63| 法附則第十五条第三十二項第一号ホに規定する総務省令で定める規模は、出力二万キロワットとする。

64| 法附則第十五条第三十二項第三号ハに規定する総務省令で定める規模は、出力一万キロワットとする。

65| 略

66| 法附則第十五条第三十四項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設（次項において「特定鉄道等施設」という。）に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

67| 法附則第十五条第三十四項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、次に掲げる特定鉄道等施設の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

- 一| 一日当たりの平均片道断面輸送量が一万人以上の線区における特定鉄道等施設 橋りよう（ロッキング橋脚を有するものに限る。）のうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたもの

二| 災害対策基本法（昭和三十六年法律第二百二十三号）第四十条第一項に規定する都道府県地域防災計画又は同法第四十二条第一項に規定

59| 略

60| 法附則第十五条第三十四項に規定する補強のための工事で総務省令で定めるものは、特定鉄道等施設に係る耐震補強に関する省令（平成二十五年国土交通省令第十六号）第二条に規定する特定鉄道等施設（次項において「特定鉄道等施設」という。）に係る同令第三条の規定に基づき実施される耐震性の向上を図るための補強工事とする。

する市町村地域防災計画に定められた緊急輸送道路と交差し又は隣接して並走する線区における特定鉄道等施設 橋りよう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として 地方運輸局長の証明がされたもの

68] 77] 略

78] 法附則第十五条第四十二項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの（当該土地の所有者が同項に規定する農地中間管理機構から農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第百一号）第十八条第一項に規定する貸借権の設定等を受けたものを除く。）とする。

79] 83] 略

84] 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定める特定電気通信設備は、特定通信・放送開発事業実施円滑化法附則第五条第二項第二号に規定する電気通信設備等を定める省令（平成二十八年総務省令第六十四号）第一条第一項第一号に掲げる電気通信設備のうち同令第二条第一号に掲げる特定電気通信設備に該当するものとする。

85] 政令附則第十一条第四十四項に規定する総務省令で定めるところによ

61] 法附則第十五条第三十四項に規定する鉄道施設で総務省令で定めるものは、停車場建物附属設備、停車場設備、橋りよう、高架橋又はトンネルのうち、前項に規定する工事により新たに取得した部分として地方運輸局長の証明がされたものとする。

62] 71] 略

72] 法附則第十五条第四十二項に規定する農地中間管理権を取得した土地で総務省令で定めるものは、当該土地の所有者が所有する全ての農地（当該者が利用する十アール未満のものを除く。）について、当該農地中間管理権が新たに設定されるもの

とする。

73] 77] 略

り計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該固定資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

86 政令附則第十一条第四十五項第一号に規定する総務省令で定めるところにより計算した取得価額は、次の各号に掲げる固定資産の区分に応じ、当該各号に定める金額とする。

一 購入した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ 当該固定資産の購入の代価（引取運賃、荷役費、運送保険料、購入手数料、関税その他当該固定資産の購入のために要した費用がある場合には、その費用の額を加算した金額）

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

二 購入以外の方法により取得した固定資産 次に掲げる金額の合計額

イ その取得の時ににおける当該固定資産の取得のために通常要する価額

ロ 当該固定資産を事業の用に供するために直接要した費用の額

87 政令附則第十一条第四十五項第一号に規定する機械及び装置で総務省

令で定めるものは、同号に規定する機械及び装置（以下この項において「機械及び装置」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる機械及び装置が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該機械及び装置の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する機械及び装置を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該機械及び装置が新たに取得された日の十年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該機械及び装置について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該機械及び装置の製造業者が製造した当該機械及び装置と同一の種別に属する機械及び装置の型式区分に限る。）に属する機械及び装置と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

88 政令附則第十一条第四十五項第二号に規定する工具で総務省令で定めるものは、同号に規定する工具（以下この項において「工具」という。）

（のうち、測定工具又は検査工具であつて、次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる工具が販売されていない場合には、第一号及び第二号

に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該工具の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する工具を型式その他の事項により区分した場合の各区分(次号において「型式区分」という。)に係る販売が開始された日(次号において「販売開始日」という。)が、当該工具が新たに取得された日の五年前の日の属する年度(その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。)開始の日以後の日であること。

三 当該工具について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該工具の製造業者が製造した当該工具と同一の種別に属する工具の型式区分に限る。)に属する工具と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

89

政令附則第十一条第四十五項第三号に規定する器具及び備品で総務省令で定めるものは、同号に規定する器具及び備品(以下この項において「器具及び備品」という。)のうち次に掲げる要件(第三号の比較の対象となる器具及び備品が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。)のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該器具及び備品の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に

属する器具及び備品を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該器具及び備品が新たに取得された日の六年前の日の属する年度（その年の一月一日から十二月三十一日までの期間をいう。）開始の日以後の日であること。

三 当該器具及び備品について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分（当該器具及び備品の製造業者が製造した当該器具及び備品と同一の種別に属する器具及び備品の型式区分に限る。）に属する器具及び備品と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均一パーセント以上向上しているものであること。

90

政令附則第十一条第四十五項第四号に規定する建物附属設備で総務省令で定めるものは、同号に規定する建物附属設備（以下この項において「建物附属設備」という。）のうち次に掲げる要件（第三号の比較の対象となる建物附属設備が販売されていない場合には、第一号及び第二号に掲げる要件に限る。）のいずれにも該当するものとする。

一 商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであること。

二 当該建物附属設備の属する同一の製造業者が製造した同一の種別に属する建物附属設備を型式その他の事項により区分した場合の各区分（次号において「型式区分」という。）に係る販売が開始された日（次号において「販売開始日」という。）が、当該建物附属設備が新たに取得された日の十四年前の日の属する年度（その年の一月一日から

十二月三十一日までの期間をいう。)開始の日以後の日であること。

三 当該建物附属設備について、その属する型式区分に係る販売開始日に次いで新しい販売開始日の型式区分(当該建物附属設備の製造業者が製造した当該建物附属設備と同一の種別に属する建物附属設備の型式区分に限る。)に属する建物附属設備と比較して、生産効率、エネルギー効率、精度その他の生産性の向上に資するものの指標が年平均パーセント以上向上しているものであること。

91] 政令附則第十一条第四十六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 法附則第十五条第四十七項に規定する中小事業者等が取得をする同項に規定する機械装置等が同項に規定する先端設備等に該当する旨を証する書類の写し

二 法附則第十五条第四十七項に規定する認定先端設備等導入計画の写し及び当該認定先端設備等導入計画に係る認定書の写し

92] 政令附則第十一条第四十七項に規定する居住者等利用施設で総務省令で定めるものは、都市再生特別措置法施行規則第十二条の三第一号に掲げる道路及び通路並びに同条第二号に掲げる公園、緑地及び広場とする。

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該

(政令附則第十二条の割合の補正等)

第七条 第七条の三第一項及び第二項の規定は、政令附則第十二条第四項(同条第十一項において準用する場合を含む。)に規定する区分所有に係る住宅以外の住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該

住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第十一項（同条第十五項）において準用する場合を含む。）に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第十三項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同条第十九項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十四項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第二十七項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十一項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合、同条第三十

住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る住宅における居住用専有部分に係る基準部分のうち人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第二十項（同条第二十四項）において準用する場合を含む。）に規定する住宅である家屋における従前の権利に対応する居住部分又は従前の権利に対応する非居住部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合及び住宅以外の家屋における従前の権利に対応する部分の床面積の当該専有部分の床面積に対する割合、同条第二十二項に規定する区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け貸家用専有部分に係る高齢者向け特定貸家基準部分のうち専らサービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供する部分の床面積の当該高齢者向け貸家用専有部分の床面積に対する割合及び区分所有に係るサービス付き高齢者向け貸家住宅以外のサービス付き高齢者向け貸家住宅における高齢者向け特定貸家基準住居部分の床面積の当該サービス付き高齢者向け貸家住宅の床面積に対する割合、同条第二十八項に規定する区分所有に係る耐震基準適合住宅以外の耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第三十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修住宅の床面積に対する割合、同条第三十六項に規定する特定居住用部分の床面積の当該高齢者等居住改修専有部分の床面積に対する割合、同条第四十項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合、同条第四十

四項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修専有部分の床面積に対する割合、同条第三十八項に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第四十一項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合、同条第四十四項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅専有部分の床面積に対する割合並びに同条第四十五項及び第四十六項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2 政令附則第十二条第四項第一号口及び第二号、第十一項第一号口、第二号口及び第三号口、第十三項第一号口 及び第二号、第十九項第一号

三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修専有部分の床面積に対する割合、同条第四十七項に規定する区分所有に係る特定耐震基準適合住宅以外の特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該特定耐震基準適合住宅の床面積に対する割合及び区分所有に係る特定耐震基準適合住宅における人の居住の用に供する部分の床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合、同条第五十項に規定する特定居住用部分の床面積の当該特定熱損失防止改修住宅の床面積に対する割合、同条第五十三項に規定する特定居住用部分の床面積の当該熱損失防止改修住宅専有部分の床面積に対する割合並びに同条第五十四項及び第五十五項に規定する区分所有に係る耐震基準適合家屋以外の耐震基準適合家屋における当該耐震基準適合家屋の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該耐震基準適合家屋の床面積に対する割合及び区分所有に係る耐震基準適合家屋における居住用専有部分の床面積から人の居住の用に供する部分の床面積を控除して得た床面積の当該居住用専有部分の床面積に対する割合の補正について準用する。ただし、市町村の条例で定めるところによつて、法第三百八十八条第一項に規定する固定資産評価基準によつて求めた人の居住の用に供する部分又は従前の権利に対応する部分の価額その他これらの部分に係る税額の算定について適当と認められる基準により算出した数値に基づいて補正を行うこととした場合においては、当該条例で定める方法によつて補正することを妨げない。

2 政令附則第十二条第四項第一号口及び第二号、第二十項第一号口、第二号口及び第三号口、第二十二項第一号口及び第二号、第二十八項第一

イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第二十四項、第二十七項、第三十一項、第三十四項、第三十八項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第四十一項、第四十四項、第四十五項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第四十六項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

3
略

号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第三十三項、第三十六項、第四十項、第四十三項、第四十七項第一号イ及びロ並びに第二号イ及びロ、第五十項、第五十三項、第五十四項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハ並びに第五十五項第一号ロ及びハ並びに第二号ロ及びハに規定する総務省令で定める事項は、仕上部分の程度とする。

3
略

4 政令附則第十二条第十項に規定する総務省令で定める書類は、次の各号に掲げる土地の区分に応じ、当該各号に定める書類とする。

一 政令附則第十二条第九項第一号に掲げる土地 都市計画法第三十六条第二項の検査済証の写し及び政令附則第十二条第九項第一号の許可に係る区域内に申請に係る土地が所在することを証する書類

二 政令附則第十二条第九項第二号に掲げる土地 土地区画整理法第一百三(農住組合法(昭和五十五年法律第八十六号)第八條第一項において適用する場合及び大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和五十年法律第六十七号)第八十三條において準用する場合を含む。)の換地処分(の)の公告の写し及び政令附則第十二条第九項第二号の事業に係る区域内に申請に係る土地が所在することを証する書類

三 政令附則第十二条第九項第三号に掲げる土地 申請に係る土地について法附則第二十九条の五第一項又は第三項の確認を受けたこと及び当該土地が当該確認に係る計画策定等の内容に適合した宅地の造成がされたものであることについて市町村長が証明した書類

四 政令附則第十二条第九項第四号に掲げる土地 申請に係る土地が同

4| 政令附則第十二条第十二項第一号イに規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一〜四略

5| 政令附則第十二条第十二項第一号ロに規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

6| 法附則第十五条の九第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第十七項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた住宅とする。

7| 政令附則第十二条第十八項第三号に規定する総務省令で定める部分は、共同住宅等である耐震基準適合住宅の次に掲げる部分とする。

一及び二略

8| 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。次項及び第十一項において同じ。）を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

号の国土交通大臣の定める基準に適合した宅地の造成がされたものであることについて市町村長が証明した書類

5| 政令附則第十二条第二十一項第一号イに規定する総務省令で定める建築物は、次に掲げる要件に該当する建築物とする。

一〜四略

6| 政令附則第十二条第二十一項第一号ロに規定する政府の補助で総務省令で定めるものは、スマートウェルネス住宅等推進事業のうちサービス付き高齢者向け住宅（高齢者専用賃貸住宅の整備を行う事業により建設されたものを除く。）の整備を行う事業に係る補助とする。

7| 法附則第十五条の九第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた住宅は、当該住宅が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十六項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた住宅につき同項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた住宅とする。

8| 政令附則第十二条第二十七項第三号に規定する総務省令で定める部分は、共同住宅等である耐震基準適合住宅の次に掲げる部分とする。

一及び二略

9| 法附則第十五条の九第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号（当該書類を提出する者の個人番号に限る。次項において同じ。）を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一 略

二 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 政令附則第十二条第二十一項第一号に掲げる者 その者の住民票の写し

ロ 政令附則第十二条第二十一項第二号に掲げる者 その者の介護保険法第十二条第三項に規定する被保険者証の写し

ハ 政令附則第十二条第二十一項第三号に掲げる者 同号に該当する旨を証する書類の写し

三 略

四 政令附則第十二条第二十二項に規定する補助金等の交付、居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書類

五 略

9| 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一及び二 略

三 政令附則第十二条第二十九項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

一 略

二 次に掲げる者の区分に応じ、それぞれ次に定める書類

イ 政令附則第十二条第三十項第一号に掲げる者 その者の住民票の写し

ロ 政令附則第十二条第三十項第二号に掲げる者 その者の介護保険法第十二条第三項に規定する被保険者証の写し

ハ 政令附則第十二条第三十項第三号に掲げる者 同号に該当する旨を証する書類の写し

三 略

四 政令附則第十二条第三十一項に規定する補助金等の交付、居宅介護住宅改修費の給付又は介護予防住宅改修費の給付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定、居宅介護住宅改修費の給付決定又は介護予防住宅改修費に係る給付決定を受けたことを確認することができる書類

五 略

10| 法附則第十五条の九第十一項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一及び二 略

三 政令附則第十二条第三十八項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

四略

10| 略

11| 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一〜三略

四 政令附則第十二条第二十九項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

五略

12| 第八項から前項までの規定にかかわらず、市町村長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

13| 略

14| 法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第十七項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

15| 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に

四略

11| 略

12| 法附則第十五条の九の二第六項に規定する総務省令で定める書類は、次に掲げる書類とする。ただし、同項に規定する納税義務者が同項に規定する申告書に当該納税義務者の個人番号を記載して提出したときは、第一号の書類は、添付することを要しない。

一〜三略

四 政令附則第十二条第三十八項に規定する補助金等の交付を受ける場合には、当該補助金等の交付決定を受けたことを確認することができる書類

五略

13| 前二項の規定にかかわらず、市町村長は、当該書類により証明すべき事実を公簿等によつて確認することができるときは、当該書類を省略させることができる。

14| 略

15| 法附則第十五条の十第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、当該家屋が国土交通大臣が総務大臣と協議して定める政令附則第十二条第二十六項に掲げる基準に適合する旨を証する書類を法附則第十五条の九第一項に規定する耐震改修が行われた家屋につき法附則第十五条の十第一項の規定の適用があるべき旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

16| 政令附則第十二条の規定のうち次の表の上欄に掲げる規定の適用について、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句における床面積の算定に

関しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

政令附則第十二条第一項第八号	人の居住の用に供するために独立的に区画された家屋の一部分でその床面積	併用住宅（その一部を人の居住の用に供する家屋をいう。以下この表において同じ。）にあつては、当該独立的に区画された家屋の一部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等（政令附則第十二条第一項第四号に規定する共同住宅等をいう。以下この表において同じ。）に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
----------------	------------------------------------	--

略

関しては、同表の下欄に掲げる方法によるものとする。

政令附則第十二条第一項第八号	人の居住の用に供するために独立的に区画された家屋の一部分でその床面積	併用住宅（その一部を人の居住の用に供する家屋をいう。以下この表において同じ。）にあつては、当該独立的に区画された家屋の一部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、共同住宅等（政令附則第十二条第一項第三号に規定する共同住宅等をいう。以下この表において同じ。）に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
----------------	------------------------------------	--

略

政令附則第十二条第一項第十一号	人の居住の用に供するために独立的に区画された貸家住宅の一部分でその床面積	併用住宅にあつては、当該独立的に区画された貸家住宅（政令附則第十二条第一項第二号に規定する貸家住宅をいう。以下この表において同じ。）の一部分の床面積のうち人の居住の用に供する部分
-----------------	--------------------------------------	---

<p>政令附則第十二条第一 項第十二号</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画されたサービス付</p>	<p>併用住宅にあつては、当該独立的に区画された政令附則第十二条第一項第三号に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅の一部分の床面積のうち同項第十一号に規定するサービス付き高齢者向け住</p>
-----------------------------	---	--

<p>政令附則第十二条第一 項第十四号</p>	<p>サービス付き高齢者向け住宅事業に係る住居として貸家の用に供するために独立的に区画されたサービス付</p>	<p>併用住宅にあつては、当該独立的に区画された政令附則第十二条第一項第三号に規定するサービス付き高齢者向け貸家住宅の一部分の床面積のうち同項第十三号に規定するサービス付き高齢者向け住</p>	<p>政令附則第十二条第一 項第十二号</p>	<p>人の居住の用に供する専有部分でその床面積</p>	<p>併用住宅にあつては、当該専有部分のうちその人の居住の用に供する部分の床面積とし、また、区分所有に係る貸家住宅に共用部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各区分所有者の専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各区分所有者の専有部分の床面積に算入する。</p>			<p>の床面積とし、また、共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき独立的に区画された各部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
-----------------------------	---	--	-----------------------------	-----------------------------	---	--	--	--

	き高齢者向け貸家 住宅の一部分で その床面積	
略		宅事業に係る住居として貸家の用 に供する部分の床面積とし、また 、共同住宅等に共同の用に供され る部分があるときは、その部分の 床面積を、これを共用すべき独立 的に区画された各部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。

政令附則第 十二条第十 三項第二号	貸家の用に供する 部分（別荘の用に 供する部分を除く 。）の床面積	その床面積	き高齢者向け貸家 住宅の一部分で その床面積
政令附則第 十二条第七 項第二号	貸家の用に供する 部分（別荘の用に 供する部分を除く 。）の床面積	併用住宅である貸家住宅にあつて は、その人の居住の用に供する部 分の床面積とする。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき独立的 に区画された各部分の床面積の割 合により配分して、それぞれの各 部分の床面積に算入する。	略
			宅事業に係る住居として貸家の用 に供する部分の床面積とし、また 、共同住宅等に共同の用に供され る部分があるときは、その部分の 床面積を、これを共用すべき独立 的に区画された各部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。

<p>政令附則第十二条第十 八項第三号</p>	<p>一の独立区画部分 (人の居住の用に 供するために独立 的に区画された部</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配</p>	<p>政令附則第十二条第十 三項第一号</p>	<p>当該高齢者向け貸 家用専有部分の床 面積</p>	<p>政令附則第十二条第一項第十一号 に規定する区分所有に係るサービ ス付き高齢者向け貸家住宅に共用 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各区分 所有者の専有部分の床面積の割合 により配分して、それぞれの各区 分所有者の専有部分の床面積に算 入する。</p>	<p>政令附則第十二条第十 二項第二号</p>	<p>貸家の用に供する 部分(別荘の用に 供する部分を除く 。次項及び第十四 項において同じ 。の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき独立的 に区画された各部分の床面積の割 合により配分して、それぞれの各 部分の床面積に算入する。</p>
-----------------------------	--	--	-----------------------------	-------------------------------------	---	-----------------------------	--	---

<p>政令附則第十二条第二 十七項第三号</p>	<p>一の独立区画部分 (人の居住の用に 供するために独立 的に区画された部</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配</p>	<p>政令附則第十二条第二 十二項第一号</p>	<p>当該高齢者向け貸 家用専有部分の床 面積</p>	<p>政令附則第十二条第一項第十三号 に規定する区分所有に係るサービ ス付き高齢者向け貸家住宅に共用 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各区分 所有者の専有部分の床面積の割合 により配分して、それぞれの各区 分所有者の専有部分の床面積に算 入する。</p>	<p>政令附則第十二条第二 十一項第二号</p>	<p>貸家の用に供する 部分(別荘の用に 供する部分を除く 。次項及び第二十 三項において同じ 。の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき独立的 に区画された各部分の床面積の割 合により配分して、それぞれの各 部分の床面積に算入する。</p>	<p>その床面積 併用住宅である貸家住宅にあつて は、その人の居住の用に供する部 分の床面積とする。</p>
------------------------------	--	--	------------------------------	-------------------------------------	---	------------------------------	---	---	--

	<p>政令附則第 十二條第十 九項第二十 号イ</p>	<p>政令附則第 十二條第十 九項第二十 号ロ</p>	
<p>居住用専有部分の 床面積</p>	<p>人の居住の用に供 する部分の床面積</p>	<p>一の独立区画部分 の床面積</p>	<p>分として総務省令 で定める部分をい う。以下この条に おいて同じ。)の 床面積</p>
<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。</p>	<p>分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。</p>

	<p>政令附則第 十二條第二 十八項第二 号イ</p>	<p>政令附則第 十二條第二 十八項第一 号ロ</p>	
<p>居住用専有部分の 床面積</p>	<p>人の居住の用に供 する部分の床面積</p>	<p>一の独立区画部分 の床面積</p>	<p>分として総務省令 で定める部分をい う。以下この条に おいて同じ。)の 床面積</p>
<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各独立 区画部分の床面積の割合により配 分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。</p>	<p>分して、それぞれの各部分の床面 積に算入する。</p>

政令附則第 十二條第二 十六項第二 号			政令附則第 十二條第十 九項第二号 号
特定居住用部分の 床面積	居住用専有部分の 床面積	居住専有独立部分 の床面積	人の居住の用に供 する部分の床面積
共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 専有独立部分の床面積の割合によ り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。

政令附則第 十二條第三 十五項第二 号			政令附則第 十二條第二 十八項第二 号
特定居住用部分の 床面積	居住用専有部分の 床面積	居住専有独立部分 の床面積	人の居住の用に供 する部分の床面積
共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各特定 居住用部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 用専有部分の床面積の割合により 配分して、それぞれの各部分の床 面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 専有独立部分の床面積の割合によ り配分して、それぞれの各部分の 床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。

<p>政令附則第 十二條第三 十四項</p>	<p>政令附則第 十二條第三 十三項第二 号</p>	<p>政令附則第 十二條第三 十三項第二 号</p>	<p>政令附則第 十二條第二 十七項</p>
<p>特定居住用部分の 床面積</p>	<p>特定居住用部分の 床面積</p>	<p>高齡者等居住改修 専有部分の床面積</p>	<p>特定居住用部分の 床面積</p>
<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各高齡者等居住改修専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

<p>政令附則第 十二條第四 十三項</p>	<p>政令附則第 十二條第四 十二項第二 号</p>	<p>政令附則第 十二條第四 十二項第二 号</p>	<p>政令附則第 十二條第三 十六項</p>
<p>特定居住用部分の 床面積</p>	<p>特定居住用部分の 床面積</p>	<p>高齡者等居住改修 専有部分の床面積</p>	<p>特定居住用部分の 床面積</p>
<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各高齡者等居住改修専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

<p>政令附則第三 十二條第三 十八項第一 号ロ</p>	<p>政令附則第三 十二條第三 十七項第三 号</p>	<p>政令附則第三 十二條第三 十六項第一 号</p>	
<p>一の独立区画部分の床面積</p>	<p>一の独立区画部分の床面積</p>	<p>床面積</p>	<p>熱損失防止改修専有部分の床面積</p>
<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分の床面積とする。</p>	<p>配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p> <p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各熱損失防止改修専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

<p>政令附則第十二條第四 十七項第一 号ロ</p>	<p>政令附則第十二條第四 十六項第三 号</p>	<p>政令附則第十二條第四 十五項第一 号</p>	
<p>一の独立区画部分の床面積</p>	<p>一の独立区画部分の床面積</p>	<p>床面積</p>	<p>熱損失防止改修専有部分の床面積</p>
<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>併用住宅にあつては、その人の居住の用に供する部分の床面積とする。</p>	<p>配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p> <p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各熱損失防止改修専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>

<p>政令附則第 十二条第三 十八項第二 号イ</p>	<p>人の居住の用に供 する部分の床面積</p>	<p>積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第 十二条第三 十八項第二 号ロ</p>	<p>人の居住の用に供 する部分の床面積 する部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 専有独立部分の床面積の割合によ</p>

<p>政令附則第 十二条第四 十七項第二 号イ</p>	<p>人の居住の用に供 する部分の床面積</p>	<p>積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。</p>
<p>政令附則第 十二条第四 十七項第二 号ロ</p>	<p>人の居住の用に供 する部分の床面積 する部分の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各人の 居住の用に供する部分の床面積の 割合により配分して、それぞれの 各部分の床面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される 部分があるときは、その部分の床 面積を、これを共用すべき各居住 専有独立部分の床面積の割合によ</p>

	政令附則第十二条第四 十四項	政令附則第十三項第二	
特定熱損失防止改修住宅専有部分の床面積	特定居住用部分の床面積	特定居住用部分の床面積	居住用専有部分の床面積
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

	政令附則第十二条第五 十三項	政令附則第十二項第二	
特定熱損失防止改修住宅専有部分の床面積	特定居住用部分の床面積	特定居住用部分の床面積	居住用専有部分の床面積
共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各特定居住用部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。

<p>政令附則第 十二條第四 十六項第一 号ハ</p>	<p>一の独立区画部分 の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>十五項第二 号ハ</p>	<p>床面積</p>	<p>部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>人の居住の用に供 する部分の床面積</p>	<p>居住専有独立部分 の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>十二條第四</p>	<p>床面積</p>	<p>部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
---	--------------------------	---	---------------------	------------	---	------------------------------	--------------------------	---	--------------	------------	---

<p>政令附則第 十二條第五 十五項第一 号ハ</p>	<p>一の独立区画部分 の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各独立区画部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>十四項第二 号ハ</p>	<p>床面積</p>	<p>部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>人の居住の用に供 する部分の床面積</p>	<p>居住専有独立部分 の床面積</p>	<p>共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>	<p>十二條第五</p>	<p>床面積</p>	<p>部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
---	--------------------------	---	---------------------	------------	---	------------------------------	--------------------------	--	--------------	------------	---

政令附則第十二条第四十六項第二号ロ	居住用専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第四十六項第二号ハ	居住用専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの

政令附則第十二条第五十五項第二号ロ	居住用専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
政令附則第十二条第五十五項第二号ハ	居住用専有部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住用専有部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。
	人の居住の用に供する部分の床面積	共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各人の居住の用に供する部分の床面積の割合により配分して、それぞれの

	<p>居住専有独立部分の床面積</p>	<p>各部分の床面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
--	---------------------	---

(法附則第十五条の十一の総務省令で定めるところにより証明がされた家屋)

第七条の二 法附則第十五条の十一第一項に規定する総務省令で定めるところにより証明がされた家屋は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行規則（平成十八年国土交通省令第百十号）第十条第二項に規定する通知書の写し及び文部科学大臣が総務大臣と協議して定める主として劇場、音楽堂等の活性化に関する法律（平成二十四年法律第四十九号）第二条第二項に規定する実演芸術の公演の用に供する施設である旨を証する書類を法附則第十五条の十一第一項に規定する利便性等向上改修工事が行われた家屋につき同項の規定の適用がある旨の申告の際に市町村長に提出することにより証明がされた家屋とする。

(法附則第三十条第三項第二号の基準等)

第八条の三の四 法附則第三十条第三項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で

	<p>居住専有独立部分の床面積</p>	<p>各部分の床面積に算入する。 共同住宅等に共同の用に供される部分があるときは、その部分の床面積を、これを共用すべき各居住専有独立部分の床面積の割合により配分して、それぞれの各部分の床面積に算入する。</p>
--	---------------------	---

(法附則第三十条第三項第二号の基準等)

第八条の三の四 法附則第三十条第三項第二号に規定する平成二十一年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で

総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示及び道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示の一部を改正する告示（平成三十年国土交通省告示第五百二十八号）による改正前の道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「旧細目告示」という。）第四十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第三十三項の基準とする。

2 法附則第三十条第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けた軽自動車とする。

3 法附則第三十条第四項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第百四十五条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率^一は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第百四十七条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一及び二 略

総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（以下この条において「細目告示」という。）

第四

十一条第一項第十一号イの基準又は道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示第二十八条第三十三項の基準とする。

2 法附則第三十条第三項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定実施要領第五条の規定による認定（以下この条及び次条において「低排出ガス車認定」という。）を受けた軽自動車とする。

3 法附則第三十条第四項第一号に規定するエネルギーの使用の合理化等に関する法律第七十八条第一項の規定により定められるエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準となるべき事項を勘案して総務省令で定めるエネルギー消費効率^一は、次の各号に掲げる自動車の区分に応じ、当該各号に定めるエネルギー消費効率（同法第八十条第一号イに規定するエネルギー消費効率をいう。）とする。

一及び二 略

4 法附則第三十条第四項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる軽自動車
同表の(1)の窒素酸化物の欄に掲げる値

二 旧細目告示第四十一条第一項第三号イの表の(4)に掲げる軽自動車
同表の(4)の窒素酸化物の欄に掲げる値

5～8 略

9 法附則第三十条第六項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示(第十一項において「細目告示」という。)第四十一条第一項第十一号の基準とする。

10 法附則第三十条第六項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が旧細目告示第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けた軽自動車とする。

11 法附則第三十条第七項第一号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

4 法附則第三十条第四項第一号に規定する平成十七年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示 第四十一条第一項第三号イの表の(1)に掲げる軽自動車
同表の(1)窒素酸化物の欄 に掲げる値

二 細目告示 第四十一条第一項第三号イの表の(4)に掲げる軽自動車
同表の(4)窒素酸化物の欄 に掲げる値

5～8 略

9 法附則第三十条第六項第二号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものは、細目告示第四十一条第一項第十一号口
の基準とする。

10 法附則第三十条第六項第二号に規定する窒素酸化物の排出量が平成二十一年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の十分の九を超えない天然ガス軽自動車で総務省令で定めるものは、窒素酸化物の排出量が細目告示 第四十一条第一項第十一号イの表の(1)又は(4)に掲げる軽自動車の種別に応じ、同表の窒素酸化物の欄に掲げる値の十分の九を超えない軽自動車で、かつ、低排出ガス車認定を受けた軽自動車とする。

11 法附則第三十条第七項第一号に規定する平成三十年十月一日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるものは、次の各号に掲げる軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める値とする。

一 細目告示第四十一条第一項第三号の表のイに掲げる軽自動車 同
 表のイの窒素酸化物の欄に掲げる値
 二 細目告示第四十一条第一項第三号の表のニに掲げる軽自動車 同
 表のニの窒素酸化物の欄に掲げる値

一 細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(1)に掲げる軽自動車 同
 表の(1)窒素酸化物の欄に掲げる値
 二 細目告示第四十一条第一項第三号ロの表の(4)に掲げる軽自動車 同
 表の(4)窒素酸化物の欄に掲げる値

2
 19
 略

(政令附則第三十一条の二第三項及び第四項の総務省令で定める書類)

第二十二條の四 政令附則第三十一条の二第三項に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法(平成十四年法律第四百四十七号)第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。

2 | 政令附則第三十一条の二第四項に規定する総務省令で定める書類は、国土交通大臣の発行する証明書で、次に掲げる事項の記載があるものとする。

一 | 当該書類を提出する者が法附則第五十一条の二第二項の規定に該当する第一種鉄道事業者(鉄道事業法第十三条第一項に規定する第一種鉄道事業者をいう。)であること。

二 | 法附則第五十一条の二第二項の規定の適用を受けようとする土地が同項に規定する被災鉄道施設(次号及び第四号において「被災鉄道施設」という。)に代わるものとして建設される鉄道事業法第八条第一

項に規定する鉄道施設（政令附則第三十一条の二第一項各号に掲げる要件の全てを満たすものに限る。次号及び第四号において「代替鉄道施設」という。）の敷地の用に供されるものであること。

三 被災鉄道施設の敷地の用に供されていた土地の面積及び代替鉄道施設の敷地の用に供される土地の面積

四 被災鉄道施設に係る鉄道事業（鉄道事業法第二条第一項に規定する鉄道事業をいう。以下この号において同じ。）の用に供されていた路線の起点から終点までの距離及び代替鉄道施設に係る鉄道事業の用に供される路線の起点から終点までの距離

五 政令附則第三十一条の二第二項に規定する割合

（法附則第五十六条の二第二項の書類）

第二十四条の二 政令附則第三十三条の二に規定する総務省令で定める書類は、独立行政法人中小企業基盤整備機構と市町村との間に締結された契約書の写しその他の独立行政法人中小企業基盤整備機構法第十五条第一項第十三号に掲げる業務により整備された工場又は事業場の用に供する家屋を市町村に無償で貸し付け、かつ、その取得の日から一年以内に当該市町村に無償で譲渡することが書面により明らかにされているものとする。

附則第十一条による改正（地方揮発油譲与税法施行規則（昭和三十一年総理府令第七号））

改 正 後	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成三十年度から平成三十二年までの各年度分の地方揮発油譲与税の算定に係る第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p>
改 正 前	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>1～4 略</p> <p>5 福島県南相馬市、双葉郡檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町及び葛尾村並びに相馬郡飯舘村に対する平成三十年度から平成三十二年までの各年度分の地方揮発油譲与税の算定に係る第五条第一項本文及び第二項の規定（第四条第三項及び第五項の人口に係る部分に限る。）の適用については、次の表の上欄に掲げる第五条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。この場合において、同条第一項ただし書及び第三項の規定は、適用しない。</p>
<p style="text-align: center;">第一項</p> <p>前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口</p>	<p style="text-align: center;">第一項</p> <p>前年度末までに官報で公示された国勢調査のうち最近のものによる人口</p>
	<p>平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日にお</p>
	<p>平成二十二年の国勢調査の結果による当該市町村の人口に、平成二十七年九月三十日において住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）に基づき住民基本台帳に記載されている者の数を平成二十二年九月三十日にお</p>

附則第十二条による改正（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号））

改 正 後	別表 （第三条関係）	法令名	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
		略	第八條第三項及び第四項（これらの規定を第一條第二項、第八條の二第三項（第八條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八條の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一條の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項及び第二項（これらの規定を第一條第二項、第十六條の五第四項（第七十四條の十一第二項、第四百四十四條の二十第二項及び第四百七十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十九條の七第三項、第五十五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第
改 正 前	別表 （第三条関係）	法令名	地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）
		略	第八條第三項及び第四項（これらの規定を第一條第二項、第八條の二第三項（第八條の三第二項において準用する場合を含む。）及び第八條の四第二項並びに地方税法施行令（昭和二十五年政令第二百四十五号）第一條の五第二項において準用する場合を含む。）、第十一條第一項及び第二項（これらの規定を第一條第二項、第十六條の五第四項（第七十四條の十一第二項、第四百四十四條の二十第二項及び第四百七十四條第二項において準用する場合を含む。）、第十九條の七第三項、第五十五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第

七十二条の三十九の四第三項、第四百十四條の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項、第十四条の十一第二項及び第十四条の第十八項において準用する場合を含む。）、第十四条の十八第二項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五

七十二条の三十九の四第三項、第四百十四條の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）並びに附則第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）、第十三条（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十四条の九第三項（第一条第二項、第十四条の十一第二項及び第十四条の第十八項において準用する場合を含む。）、第十四条の十八第二項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第十五条の二第一項から第三項まで、第七項及び第八項（同条第一項から第三項までについては第一条第二項において、第十五条の二第七項及び第八項については第一条第二項及び第十五

条の六の二第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の三十七の二第三項、第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準

条の六の二第三項において準用する場合を含む。）、第十五条の二の二第一項及び第二項（同条第一項については第一条第二項、第十五条の五の二第三項、第十五条の六の二第三項、第五十五条の二第三項、第五十五条の四第三項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第三項、第七十二条の三十九の四第三項、第七十二条の三十七の二第三項、第七十三条の二十七の二第三項、第七十三条の二十七の四第三項及び第七十三条の二十七の六第三項並びに附則第十一条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。）、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第三項、第三百二十一条の十一の三第三項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準

用する場合を含む。)並びに附則第二十九條の四第二項、第二十九條の五第十項及び第三十一條の三の四第七項において、第十五條の二の二第二項については第一條第二項、第十五條の六の二第三項、第五十五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第七十二條の三十九の四第三項、第七十三條の二第五第三項(第七十三條の二十七の二第三項、第七十三條の二十七の三第三項、第七十三條の二十七の四第三項及び第七十三條の二十七の六第三項並びに附則第十条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十五條第五項、第四百四十四條の二十九第二項、第三百二十一條の十一の二第三項、第三百二十一條の十一の三第三項及び第六百一十條第六項(第六百一十條第二項、第六百一十條第四項及び第六百一十條の二の二第二項並びに附則第三十一條の三の二第四項及び第三十一條の三の三

用する場合を含む。)並びに附則第二十九條の四第二項、第二十九條の五第十項及び第三十一條の三の四第七項において、第十五條の二の二第二項については第一條第二項、第十五條の六の二第三項、第五十五條の二第三項、第五十五條の四第三項、第七十二條の三十八の二第十二項、第七十二條の三十九の二第三項、第七十二條の三十九の四第三項、第七十三條の二第五第三項(第七十三條の二十七の二第三項、第七十三條の二十七の三第三項、第七十三條の二十七の四第三項及び第七十三條の二十七の六第三項並びに附則第十条の四第二項及び第五項において準用する場合を含む。)、第二百二十五條第五項、第四百四十四條の二十九第二項、第三百二十一條の十一の二第三項、第三百二十一條の十一の三第三項及び第六百一十條第六項(第六百一十條第二項、第六百一十條第四項及び第六百一十條の二の二第二項並びに附則第三十一條の三の二第四項及び第三十一條の三の三

第三項において準用する場合を含む。
）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）
、第十五条の三第三項（第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）
並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）
、第十五条の四第二項

第三項において準用する場合を含む。
）並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）
、第十五条の三第三項（第一条第二項、第十五条の五の三第二項、第十五条の六の三第二項、第五十五条の二第四項、第五十五条の四第四項、第七十二条の三十八の二第十二項、第七十二条の三十九の二第四項、第七十二条の三十九の四第四項、第二百二十五条第五項、第四百四十四条の二十九第二項、第三百二十一条の十一の二第四項、第三百二十一条の十一の三第四項及び第六百一条第六項（第六百二条第二項、第六百三条第四項及び第六百三条の二の二第二項並びに附則第三十一条の三の二第四項及び第三十一条の三の三第三項において準用する場合を含む。）
並びに附則第二十九条の四第二項、第二十九条の五第十項及び第三十一条の三の四第七項において準用する場合を含む。）
、第十五条の四第二項

、第十五条の六の二第一項及び第二項
（これらの規定を第一条第二項において
準用する場合を含む。）、第十六条
の二第二項（第一条第二項、第五十五
条の二第三項、第五十五条の四第三項
、第七十二条の三十八の二第十二項、
第七十二条の三十九の二第三項、第七
十二条の三十九の四第三項、第四百十
四条の二十九第二項、第三百二十一
条の十一の二第三項、第三百二十一
条の十一の三第三項及び第六百一条第六項
（第六百二条第二項、第六百三条第四
項及び第六百三条の二の二第二項並び
に附則第三十一条の三の二第四項及び
第三十一条の三の三第三項において準
用する場合を含む。）並びに附則第二
十九条の四第二項、第二十九条の五第
十項及び第三十一条の三の四第七項に
おいて準用する場合を含む。）、第十
六条の三第四項及び第六項（これらの
規定を第一条第二項において準用する
場合を含む。）、第十六条の四第二項
（第一条第二項及び第十六条の四第十

、第十五条の六の二第一項及び第二項
（これらの規定を第一条第二項におい
て準用する場合を含む。）、第十六条
の二第二項（第一条第二項、第五十五
条の二第三項、第五十五条の四第三項
、第七十二条の三十八の二第十二項、
第七十二条の三十九の二第三項、第七
十二条の三十九の四第三項、第四百十
四条の二十九第二項、第三百二十一
条の十一の二第三項、第三百二十一
条の十一の三第三項及び第六百一条第六項
（第六百二条第二項、第六百三条第四
項及び第六百三条の二の二第二項並び
に附則第三十一条の三の二第四項及び
第三十一条の三の三第三項において準
用する場合を含む。）並びに附則第二
十九条の四第二項、第二十九条の五第
十項及び第三十一条の三の四第七項に
おいて準用する場合を含む。）、第十
六条の三第四項及び第六項（これらの
規定を第一条第二項において準用する
場合を含む。）、第十六条の四第二項
（第一条第二項及び第十六条の四第十

二項において準用する場合を含む。) 第二十条の九の三第一項及び第三項並びに第二十条の十(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第二十六条第三項及び第四十三条(これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十五条の二(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第二項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第八項において、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九(これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十項及び第四十一項(同条第一項、第二項、第四項及び

二項において準用する場合を含む。) 第二十条の九の三第一項及び第三項並びに第二十条の十(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第二十六条第三項及び第四十三条(これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十五条の二(同条第一項から第三項までについては第七百三十四条第三項において、第四十五条の二第二項については第七百三十四条第三項及び附則第三十五条の三第八項において、第四十五条の二第五項については第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第四十六条第四項及び第五項、第五十条の五、第五十条の七第一項並びに第五十条の九(これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。)、第五十三条第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十四項、第三十五項、第三十八項及び第三十九項(同条第一項、第二項、第四項及び

第十九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項から第二十三項まで、第三十六項、第三十七項、第四十項及び第四十一項 については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二、第五十五条の二第六項、第五十五条の四第六項、第五十七条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条の十第二項、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七十一条の三十八第一項、第七十一条の五十一第二項及び第七十一条の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四の十第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第一項か

第十九項については第一条第二項において、第五十三条第二十項については第一条第二項及び第五十五条第五項において、第五十三条第二十一項から第二十三項まで、第三十四項、第三十五項、第三十八項及び第三十九項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五十三条の二、第五十五条の二第六項、第五十五条の四第六項、第五十七条第一項、第六十三条第一項及び第六十六条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十一条の十第二項、第七十一条の十七第一項、第七十一条の三十一第二項、第七十一条の三十八第一項、第七十一条の五十一第二項及び第七十一条の五十八第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第七十二条の七第四項及び第七十二条の二十四の十第六項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十五第一項か

ら第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項及び第十五項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第三項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項及び第八項から第十項までについては第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項及び第十五項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項、第三項及び第七

ら第五項まで、第八項から第十項まで、第十二項及び第十五項（同条第一項については第一条第二項において、第七十二条の二十五第二項については第一条第二項、第七十二条の二十五第六項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第三項については第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第四項については第一条第二項、第七十二条の二十五第七項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第五項及び第八項から第十項までについては第一条第二項、第七十二条の二十八第二項及び第七十二条の二十九第二項において、第七十二条の二十五第十二項及び第十五項については第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七十二条の二十六第一項及び第四項、第七十二条の二十八第一項、第三項及び第七

四項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の第三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十七の二第六項、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の七十八第六項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三

四項、第七十二条の二十九第一項、第三項及び第五項、第七十二条の第三十第一項、第七十二条の三十三、第七十二条の三十三の二、第七十二条の三十四、第七十二条の三十九の二第六項、第七十二条の三十九の四第六項、第七十二条の四十八第一項、第七十二条の四十八の二第二項及び第四項から第七項まで、第七十二条の四十九の二、第七十二条の四十九の五第四項、第七十二条の四十九の八第一項及び第三項、第七十二条の五十第三項、第七十二条の五十二、第七十二条の五十四第四項、第七十二条の五十五第一項から第三項まで、第七十二条の五十七の二第六項、第七十二条の五十九、第七十二条の六十三第三項、第七十二条の六十三の四第一項及び第三項、第七十二条の六十六第一項、第七十二条の八十四第四項、第七十二条の八十七、第七十二条の八十八第一項及び第二項、第七十二条の八十九、第七十三条の八第四項、第七十三

条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百六条第四項、第二百二十二条、第二百二十三条、第三百三十四条第一項、第四百四十四条の九第四項及び第五項、第四百四十四条の十一第五項、第四百四十四条の十四第二項及び第五項、第四百四十四条の十八第一項並びに第四百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合

条の十七第二項、第七十三条の十八第二項及び第三項、第七十三条の三十四第一項、第七十四条の七第六項、第七十四条の十第一項から第三項まで及び第五項、第七十四条の十一第一項、第七十四条の十二、第七十四条の十三第二項、第七十四条の十六、第七十四条の十九第一項、第七十四条の二十五第一項、第七十七条第四項、第八十三条第二項、第九十二条第一項、第一百六条第四項、第二百二十二条、第二百二十三条、第三百三十四条第一項、第四百四十四条の九第四項及び第五項、第四百四十四条の十一第五項、第四百四十四条の十四第二項及び第五項、第四百四十四条の十八第一項並びに第四百四十四条の二十一第一項、第二項及び第九項（同条第一項及び第二項については申請書の提出に係る部分に限る。）（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第四百四十四条の二十二第四項（第一条第二項及び第四百四十四条の二十五第五項において準用する場合

を含む。）、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百五十一条第二項、第五百五十二条第一項、第五百五十五条第四項、第六百六十五条第一項、第六百八十四条第二項、第六百八十八条第三項、第六百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の二第一項から第六項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百十七條の二第四項については第七百三十四條第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五條の三第十八

を含む。）、第四百四十四条の二十七第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十一第一項、第四百四十四条の三十五第一項及び第二項、第四百四十四条の三十八第四項、第四百四十四条の三十八の四第一項及び第三項、第四百四十四条の四十九第一項、第五百五十一条第二項、第五百五十二条第一項、第五百五十五条第四項、第六百六十五条第一項、第六百八十四条第二項、第六百八十八条第三項、第六百九十八条第一項、第二百六十四条第四項、第二百七十条、第二百七十四条の二、第二百七十五条第二項、第二百八十三条第一項並びに第二百九十八条第三項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百十七條の二第一項から第六項まで（同条第一項から第三項までについては第七百三十四條第三項及び第七百三十六條第三項において、第三百十七條の二第四項については第七百三十四條第三項、第七百三十六條第三項及び附則第三十五條の三第十八

項において、第三百十七条の二第五項及び第六項については第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七条の六（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九条の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の七の十二第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十六項及び第三十七項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十六項及び第三十七項につ

項において、第三百十七条の二第五項及び第六項については第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百十七条の六（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百十九条の二第三項及び第三百二十一条の五第三項（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の七の十二第六項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八第一項、第二項、第四項、第十九項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項（同条第一項、第二項、第四項及び第十九項については第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十項については第三百二十一条の十一第五項及び第七百三十四条第三項において、第三百二十一条の八第二十一項から第二十三項まで、第三十四項及び第三十五項につ

ては第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八の二、第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）

、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百五十四条の二（第七百三十四条第一項及び第七百四十五

ては第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十一条の八の二、第三百二十一条の十一の二第六項、第三百二十一条の十一の三第六項及び第三百二十一条の十三第一項（これらの規定を第七百三十四条第三項において準用する場合を含む。）

、第三百二十五条（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十八条の五第二項、第三百二十八条の七第一項、第三百二十八条の十三第四項及び第三百二十八条の十四（これらの規定を第一条第二項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百二十九条第一項（第七百三十四条第三項及び第七百三十六条第三項において準用する場合を含む。）、第三百四十九条の四第六項及び第八項、第三百五十三条第四項（第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第三百五十四条の二（第七百三十四条第一項及び第七百四十五

条第一項において準用する場合を含む。
。)、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項(同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第七項及び第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条の二第二項及び第四項(同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百七十一条第一項(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十二条の三(第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十三条(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十九条第一項、第三百九十

条第一項において準用する場合を含む。
。)、第三百六十四条第三項、第七項及び第九項(同条第三項については第七百三十四条第一項において、第三百六十四条第七項及び第九項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百六十四条の二第二項及び第四項(同条第二項については第七百六条の三第三項、第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において、第三百六十四条の二第四項については第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百七十一条第一項(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十二条の三(第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十三条(第七百三十四条第一項及び第七百四十五条第一項において準用する場合を含む。)、第三百八十九条第一項、第三百九十

三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十条第三項、第四百五十七条第一項、第四百七十条第六項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条、第五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一

三条、第三百九十四条、第三百九十六条第四項、第三百九十六条の四第一項、第二項、第四項及び第六項、第四百九条第四項、第四百十条第二項、第四百十七条第二項、第四百十八条、第四百二十一条第一項、第四百二十二条、第四百三十二条第一項並びに第四百三十三条第一項、第五項及び第十二項（これらの規定を第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。）、第四百四十六条第二項、第四百四十七条第一項、第四百五十条第三項、第四百五十七条第一項、第四百七十条第六項、第四百七十三条第一項、第二項及び第四項、第四百七十四条第一項、第四百七十五条、第四百七十六条第二項、第四百七十九条、第四百八十五条第一項、第五百二十二条、第五百二十五条第四項並びに第五百三十九条第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第五百八十八条第四項及び第五百九十九条第一項（これらの規定を第七百三十四条第一

項において準用する場合を含む。)、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第一項(これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六百二十五条第一項(第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六百七十四條第四項、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項(これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。)、第七百条の五十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに第七百二条の八第

項において準用する場合を含む。)、第六百条、第六百五条及び第六百十一条第一項(これらの規定を第六百二十七条及び第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六百二十五条第一項(第七百三十四条第一項において準用する場合を含む。)、第六百七十四條第四項、第六百八十条、第六百八十四条の二、第六百八十五条第二項及び第六百九十三条第一項(これらの規定を第七百三十四条第五項において準用する場合を含む。)、第七百条の五十五、第七百条の五十九第三項、第七百条の六十四第一項、第七百一条の四第二項、第七百一条の五第三項及び第七百一条の十六第一項(これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。)、第七百一条の三十五第四項、第七百一条の四十六第一項及び第三項、第七百一条の四十七第一項及び第三項、第七百一条の四十九、第七百一条の五十五、第七百一条の六十三第一項並びに第七百二条の八第

五項（これらの規定を第七百三十五条第一項において準用する場合を含む。）、第七百七条第四項、第七百十三條、第七百十八條第二項及び第七百二十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の四第四項、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項及び第三項（同条第一項については第七百五十四條において、第七百五十條第三項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）、第七百五十一條、第七百五十二條第一項及び第七百五十三條第二項（これらの規定を第七百五十四條において準用する場合を含む。）、附則第五條の四第三項及

五項（これらの規定を第七百三十五條第一項において準用する場合を含む。）、第七百七条第四項、第七百十三條、第七百十八條第二項及び第七百二十六條第一項（これらの規定を第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百三十三條の四第四項、第七百三十三條の九、第七百三十三條の十四、第七百三十三條の十五第二項及び第七百三十三條の二十二第一項（これらの規定を第七百三十五條第二項において準用する場合を含む。）、第七百四十三條第三項（第一条第二項において準用する場合を含む。）、第七百五十條第一項及び第三項（同条第一項については第七百五十四條において、第七百五十條第三項については第七百五十二條第三項及び第七百五十四條において準用する場合を含む。）、第七百五十一條、第七百五十二條第一項及び第七百五十三條第二項（これらの規定を第七百五十四條において準用する場合を含む。）、附則第五條の四第三項及

地方税法施行令	略	<p>び第八項並びに第七條第一項、第三項、第四項、第五項、第八項、第十項、第十一項及び第十二項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、附則第八條の二の二第二項、第五項、第八項及び第十一項（同條第八項及び第十一項については附則第八條の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第九條第十七項、第九條の二の二第二項、第十五條第九項、第十五條の七第三項、第十五條の九第二項、第六項及び第十一項、第十五條の九の二第二項及び第六項、第十五條の十第二項、第十五條の十一第二項並びに第二十九條（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）</p>
地方税法施行令	<p>第二條第二項及び第五項（同條第二項については第一條及び第二條第六項において、同條第五項については第一條において準用する場合を含む。）、第</p>	

地方税法施行令	略	<p>び第八項並びに第七條第一項、第三項、第四項、第八項、第十項及び第十一項（これらの規定を第一條第二項において準用する場合を含む。）、附則第八條の二の二第二項、第五項、第八項及び第十一項（同條第八項及び第十一項については附則第八條の二の二第十三項の規定により読み替えられた第七百三十四條第三項において準用する場合を含む。）、第九條第十八項、第九條の二の二第二項、第十五條第九項、第十五條の七第三項、第十五條の九第二項、第六項及び第十一項、第十五條の九の二第二項及び第六項、第十五條の十第二項並びに第二十九條（並びに第二十九條（これらの規定を第七百三十四條第一項において準用する場合を含む。）</p>
地方税法施行令	<p>第二條第二項及び第五項（同條第二項については第一條及び第二條第六項において、同條第五項については第一條において準用する場合を含む。）、第</p>	

六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条

六条の二の二（第一条において準用する場合を含む。）、第六条の二の三（第一条及び第六条の八第四項において準用する場合を含む。）、第六条の三第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の三第三項において準用する場合を含む。）、第六条の四第一項及び第二項（同条第一項については第一条、第六条の五第二項及び第六条の八第五項において、第六条の四第二項については第一条及び第六条の八第五項において準用する場合を含む。）、第六条の六第一項及び第二項（これらの規定を第一条及び第六条の六第三項において準用する場合を含む。）、第六条の八第一項から第三項まで（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第六条の十第一項、第三項及び第四項（これらの規定を第一条、第六条の十一第三項、第六条の十二第二項、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条

の三第三項、第三十九条の十二、第四十三条の十四第四項、第四十三条の十六第二項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項、第四十三条の十四第四項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四條の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則

の三第三項、第三十九条の十二、第四十三条の十四第四項、第四十三条の十六第二項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項、第五十三条の四及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四条の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）第六条の十一第一項（第一条、第九条の九の四第二項、第九条の九の五第二項、第三十二条、第三十二条の二第三項、第三十二条の三第三項、第四十三条の十四第四項、第四十八条の十五の三第二項、第四十八条の十五の四第二項及び第五十四条の四十四第二項（第五十四条の四十五第八項及び第五十四條の四十八の二第一項並びに附則第十五条の五第六項及び第十六条の二第五項において準用する場合を含む。）並びに附則

第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十二第五項（第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の六第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の六の二第二項、第九条の六の三第二項、第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項、第九条の九の四第三項、第九条の九の五第三項並びに第二十条の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二

第十四条の五第十項及び第十六条の二の二第五項において準用する場合を含む。）、第六条の十二第五項（第一条及び第六条の十二第七項において準用する場合を含む。）、第六条の二十、第七条の三の三第一項、第七条の三の四第一項、第七条の四の六第一項及び第八条の四第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第九条の二第二項（第一条及び第四十八条の十二第一項において準用する場合を含む。）、第九条の七第十六項、第二十六項及び第三十項、第九条の九の四第三項、第九条の九の五第三項並びに第二十条の二第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第二十四条の三第一項及び第三項（同条第一項については第一条、第二十四条の四の二及び第二十四条の五において、第二十四条の三第三項については第一条、第二十四条の四第五項、第二十四条の四の二

、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第三項、第四項、第六項及び第七項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第三十二条の二第四項、第三十二条の三第四項、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第三項、第三十五条の四の三第一項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八、第四十八条の九の十第一項及び第四

、第二十四条の四の三第二項及び第二十四条の五において準用する場合を含む。）、第二十四条の四第三項、第四項、第六項及び第七項（これらの規定を第一条及び第二十四条の四の三第一項において準用する場合を含む。）、第二十五条第一項、第三十二条の二第四項、第三十二条の三第四項、第三十五条の二の二第一項、第三十五条の四の二第三項、第三十五条の四の三第一項、第三十五条の七の四第一項、第三十七条の十五の二第一項、第三十九条の十の二第一項、第四十条第一項、第四十二条の四の二第一項、第四十三条の十二の二第一項、第四十三条の十五第一項、第七項、第十三項及び第十七項、第四十三条の十七、第四十三条の十七の二第一項、第四十四条の三第一項、第四十五条第一項、第四十五条の二の三第一項、第四十六条の三第一項、第四十六条の三の二第一項、第四十七条の五第一項、第四十八条の九の八、第四十八条の九の十第一項及び第四

項、第四十八条の九の十一並びに第四十八条の九の十九第三項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第四十八条の十二の二第二項

、第四十八条の十二の三第二項、第四十八条の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項、第四十八条の十五の第三項並びに第四十八条の十五の四第三項（これらの規定を第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三の二第四項、第五十二条の十三の三第五項、第五十二条の十三の四第一項及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十

項、第四十八条の九の十一並びに第四十八条の九の十九第三項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、

、第四十八条の十三第十七項、第二十七項及び第三十一項、第四十八条の十五の第三項並びに第四十八条の十五の四第三項（これらの規定を第五十七条の二において準用する場合を含む。）、第五十二条の十三の二第一項

及び第五十二条の十六第一項（これらの規定を第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十二条の十八第一項、第五十三条の二の二第一項及び第五十三条の八第一項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第五十四条の三十二の二第一項（第五十七条の三において準用する場合を含む。）、第五十四条の四十二第一項、第三項、第六項及び第八項（これらの規定を第五十

四條の四十五第八項、第五十四條の四十八の二第一項及び第五十七條の三において準用する場合を含む。）、第五十四條の四十三第一項（第五十四條の四十五第八項、第五十四條の四十八の二第一項及び第五十七條の三並びに附則第十五條の五第六項、第十六條の二第五項及び第十六條の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四條の四十六第五項、第五十四條の四十八第一項及び第五十四條の五十七第一項（これらの規定を第五十七條の三において準用する場合を含む。）、第五十四條の五十九の二第一項、第五十五條第一項及び第五十六條の十一第一項（これらの規定を第一條において準用する場合を含む。）、第五十六條の四十九の二第一項（第五十七條の三において準用する場合を含む。）、第五十六條の八十九の三第一項及び第五十六條の九十二の二第一項（これらの規定を第一條において準用する場合を含む。）並びに附則第十條第三項

四條の四十五第八項、第五十四條の四十八の二第一項及び第五十七條の三において準用する場合を含む。）、第五十四條の四十三第一項（第五十四條の四十五第八項、第五十四條の四十八の二第一項及び第五十七條の三並びに附則第十五條の五第六項、第十六條の二第五項及び第十六條の二の三第五項において準用する場合を含む。）並びに第五十四條の四十六第五項、第五十四條の四十八第一項及び第五十四條の五十七第一項（これらの規定を第五十七條の三において準用する場合を含む。）、第五十四條の五十九の二第一項、第五十五條第一項及び第五十六條の十一第一項（これらの規定を第一條において準用する場合を含む。）、第五十六條の四十九の二第一項（第五十七條の三において準用する場合を含む。）、第五十六條の八十九の三第一項及び第五十六條の九十二の二第一項（これらの規定を第一條において準用する場合を含む。）並びに附則第十條第三項

	<p>、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、<u>第十二条第四十六項</u>、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
<p>地方税法施行規則</p>	<p>略</p> <p>第二条の五の二第一項、第三条第三項、第三条の三、第三条の三の二第一項及び第二項、第五条第三項、第六条の二の二第六項並びに第六条の四（これらの規定を第一条において準用する場</p>

	<p>、第六項、第七項、第九項及び第十六項（同条第三項については地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）附則第四条第一項第一号に規定する書類に係る部分を除く。）、<u>第十二条第九項</u>、第十四条の五第二項第七号及び第四項から第六項まで、第十五条の五第一項、第三項及び第五項、第十六条の二第一項、第二項及び第四項、第十六条の二の三第一項、第二項及び第四項、第三十一条第七項、第三十一条の二、第三十二条第五項、第三十二条の二、第三十三条第二十九項、第三十三条の二並びに第三十四条第九項及び第十項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）</p>
<p>地方税法施行規則</p>	<p>略</p> <p>第二条の五の二第一項、第三条第三項、第三条の三、第三条の三の二第一項及び第二項、第五条第三項、第六条の二の二第六項並びに第六条の四（これらの規定を第一条において準用する場</p>

合を含む。）、第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）、第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）、第八条の八（第一条及び第十六条の三において準用する場合を含む。）、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証票、免税証及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第六項まで及び第九項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第十条の二三項、第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿

合を含む。）、第八条の四（第一条及び第十六条の二の三において準用する場合を含む。）、第八条の六（第一条及び第十六条の二の五において準用する場合を含む。）、第八条の八（第一条及び第十六条の三において準用する場合を含む。）、第八条の九、第八条の十、第八条の二十八（証票、免税証及び免税軽油譲渡承認書並びに免税軽油使用者証に係る部分を除く。）、第八条の三十二第一項及び第二項、第八条の三十三、第八条の三十四、第八条の三十五、第八条の三十七、第八条の四十二第一項から第四項まで、第八条の四十五、第八条の五十一第一項並びに第十条第二項から第六項まで及び第九項（これらの規定を第一条において準用する場合を含む。）、第十条の二三項、第十四条第一項（固定資産課税台帳、地方税法第三百八十一条第八項の規定によるみなす土地補充課税台帳、土地名寄帳、家屋名寄帳、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿

略	<p>に係る部分を除く。) (第一条の三において準用する場合を含む。)、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項 (これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。)、第十六条の四 (第一条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項 (これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。) 並びに附則第六条第二十八項 (第一条の三において準用する場合を含む。)</p>
略	<p>に係る部分を除く。) (第一条の三において準用する場合を含む。)、第十五条、第十五条の六第二項及び第三項 (これらの規定を第一条の三において準用する場合を含む。)、第十六条の四 (第一条において準用する場合を含む。)、第二十八条第一項及び第二項並びに第二十九条第一項 (これらの規定を第三十条において準用する場合を含む。) 並びに附則第六条第二十五項 (第一条の三において準用する場合を含む。)</p>

附則第十三条による改正（地方税法施行規則の一部を改正する等の省令（平成二十八年総務省令第三十九号））

<p>改 正 後</p>	<p>（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>（削る）</p> <p>（後略）</p>
<p>改 正 前</p>	<p>（地方税法施行規則の一部改正）</p> <p>第一条 地方税法施行規則（昭和二十九年総理府令第二十三号）の一部を次のように改正する。</p> <p>（中略）</p> <p>附則第二十四条の二の見出しを「（法附則第五十七条第二項の書類）」に改め、同条を附則第二十五条とする。</p> <p>（後略）</p>